

## 第4章 自然科学的分析の成果

### 第1節 プラント・オパール分析

鈴木 茂（パレオ・ラボ）

#### 1.はじめに

飯野・東二瓦礫遺跡において行われた発掘調査で水田跡が検出された。以下に土層断面より採取された土壤試料について行ったプラント・オパール分析の結果を示し、水田層の検証を試みた。

#### 2.試料と分析方法

分析用試料はII区の北壁より採取された2試料である。各試料について、試料①（第7図39層）は畦畔の西側より採取された黒褐色の砂質シルト、試料④（第7図39層）は畦畔の東側より採取されたやや砂質の黒褐色粘土である。プラント・オパール分析はこれら2試料について以下のような手順にしたがって行った。

秤量した試料を乾燥後再び秤量する（絶対乾燥重量測定）。別に試料約1g（秤量）をトルビーカーにとり、約0.02gのガラスピーブ（直径約0.04mm）を加える。これに30%の過酸化水素水を約20～30cc加え、脱有機物処理を行う。処理後、水を加え、超音波モジナイザーによる試料の分散後、沈降法により0.01mm以下の粒子を除去する。この残渣よりグリセリンを用いて適宜プレパラートを作製し、検鏡した。同定および計数はガラスピーブが300個に達するまで行った。

#### 3.分析結果

同定・計数された各植物のプラント・オパール個数とガラスピーブ個数の比率から試料1g当りの各プラント・オパール個数を求め（第1表）、それらの分布を第52図に示した。以下に示す各分類群のプラント・オパール個数は試料1g当りの検出個数である。

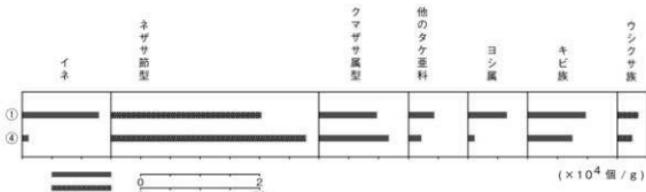
検鏡の結果、両試料ともイネのプラント・オパールが検出された。個数的には試料①が約13,000個と多く、試料④では約1,000個であった。イネ以外ではネザサ節型が非常に多く、300,000個前後を示している。次いで30,000個前後のウシクサ族が多く、クマザサ属型は10,000個前後、キビ族は10,000個弱を示しており、ヨシ属は試料①においてヨシ属としてはやや多く検出されている。

#### 4.水田層について

上記したように、2試料ともイネのプラント・オパールが検出された。ここで検出個数の目安を示すと、

試料	イネ (個/g)	ネザサ節型 (個/g)	クマザサ属型 (個/g)	他のタケ亜科 (個/g)	ヨシ属 (個/g)	キビ族 (個/g)	ウシクサ族 (個/g)	不明 (個/g)
①	12,900	252,400	9,700	4,300	6,500	9,700	34,500	9,700
④	1,100	327,400	11,700	2,100	1,100	7,500	24,500	12,800

第1表 試料1g当たりのプラント・オパール個数



第52図 プラント・オパール分布図

イネのプラント・オパールが試料1g当たり5,000個以上検出された地点から推定された水田址の分布範囲と、実際の発掘調査とよく対応する結果が得られている（藤原、1984）。こうしたことから、稲作の検証としてこの5,000個を目安に、プラント・オパールの産出状態や遺構の状況をふまえて判断されている。飯野・東二瓦礫遺跡では試料①において5,000個をはるかに越えるイネのプラント・オパールが検出されており、水田層を支持する結果が得られたと判断される。

一方、試料④においては約1,000個と検出個数は5,000個に達しておらず、検出個数のみからは水田層の可能性は低いと判断される。また一方では少ないながらもイネのプラント・オパールが検出されており、発掘状況も水田遺構と考えられることから、試料④採取層も水田層と考えて良いと思われる。ここで仙台市富沢遺跡のプラント・オパール分析結果をみると、同じ水田遺構内試料において検出個数にかなりのばらつき（900個～9,600個）が認められる（古環境研究所、1991）。このように場所によってイネのプラント・オパール密度にかなりのばらつきがあると推測され、試料④もそうした現象が示されているのではないかと思われる。以上のことから、試料④、すなわち畦畔の東側における水田稲作については総合的にみて判断されることが望まれる。

##### 5. 遺跡周辺のイネ科植物

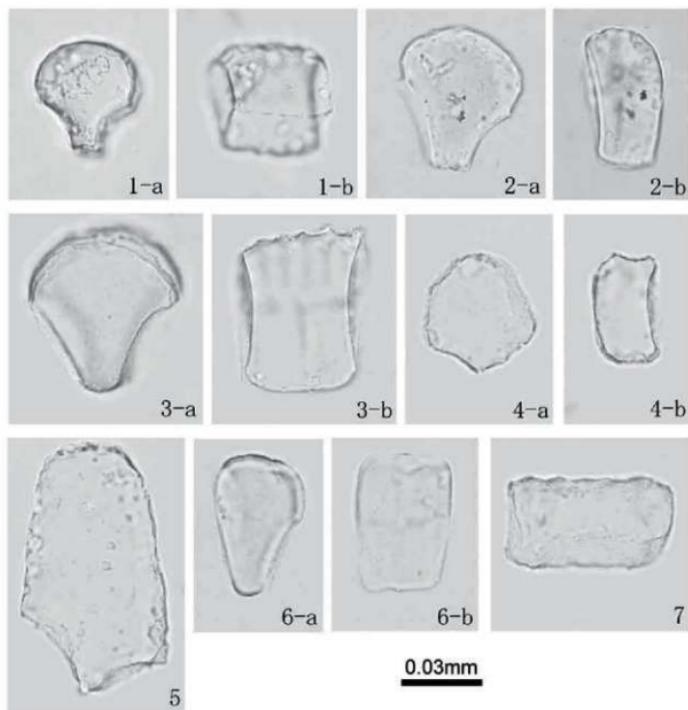
ネササ節型が非常に多く検出されており、ネササ節型のササ類（ケネササ、ゴキダケなど）が上記水田周辺の日の当たる開けたところに多く生育していたと推測される。またウシクサ族（ススキ、チガヤなど）も同じような所での生育が考えられ、ススキ－ケネササ群集といった草地が形成されていたと推測される。一方クマザサ属型のササ類（ミヤコササ、スズダケなど）は周辺森林の下草的存在で分布していたと推測される。

上記したように試料採取地点は水田であったと推測され、ヨシ属はこの水田内や周辺水路などに生育していたとみられる。またキビ族についてはその形態からキビ、アワ、ヒエといった栽培種か、イヌビエ、エノコログサといった雑草類かの区別は出来ないのが現状であるが、試料が水田層であることからタイヌビエなどの水田稲作に関係した雑草類と推測される。

##### 引用文献

- 藤原宏志（1984）プラント・オパール分析法とその応用－先史時代の水田址探査－、考古学ジャーナル、227:2-7。  
古環境研究所（1991）仙台市富沢道路第30次調査におけるプラント・オパール分析、仙台市教育委員会編「富沢遺跡－第30次調査報告書第1分冊－縄文～近世編」：389-404。仙台市教育委員会。

図版1 飯野・東二瓦棟道路のブラント・オパール



1、2：イネ（a：断面、b：側面） 1：①、2：④

3：ネギサ鑑型（a：断面、b：側面） ①

4：クマザサ鑑型（a：断面、b：側面） ①

5：ヨシ属（断面） ①

6：ウシクサ族（a：断面、b：側面） ①

7：キビ属（側面） ④

## 第2節 出土木製品の樹種同定

株式会社イビソク

### 1. はじめに

香川県丸亀市の飯野・東二瓦礫遺跡から出土した木製品の樹種同定を行った。

### 2. 試料と方法

試料は、IV区の溝 SD2015 から出土した板材 1 点である。発掘調査所見によれば、SD2015 は中世の造構と考えられている。試料について、切片採取前に、木取りの確認を行った。

樹種同定は、材の横断面（木口）、接線断面（板目）、放射断面（柾目）について、カミソリで薄い切片を切り出し、ガムクローラーで封入して永久プレバラートを作製した。その後乾燥させ、光学顕微鏡にて検鏡および写真撮影を行った。

### 3. 結果

同定の結果、板材は針葉樹のサワラであった。同定結果を第2表に示す。

試料番号	遺物番号	管理番号	遺構	留置等	留持	本机关	時間
留標出	202	333-120144	SD2015	板材	サワラ	板目	中世

第2表 出土木製品の樹種同定結果

次に、同定された材の特徴を記載し、図版に光学顕微鏡写真を示す。

(1) サワラ *Chamaecyparis pisifera* (Siebold et Zucc.) Endl. ヒノキ科 図版2 1a-1c( 樹種 01)

仮道管と放射組織、樹脂細胞で構成される針葉樹である。晩材部はやや薄く、早材から晩材への移行は緩やかである。放射組織は同性で、1～6細胞高となる。分野壁孔はやや開いて斜めを向いたヒノキ型となり、1分野に2個みられる。

サワラは岩手県以南の暖温帯に分布する常緑高木の針葉樹である。材は軽軟で加工しやすく、水湿によく耐える。

### 4. 考察

試料の板材は、サワラであった。サワラは本理通直でまっすぐに生育し、加工性が良いという材質で（伊東ほか、2011）、板材に適していたと考えられる。

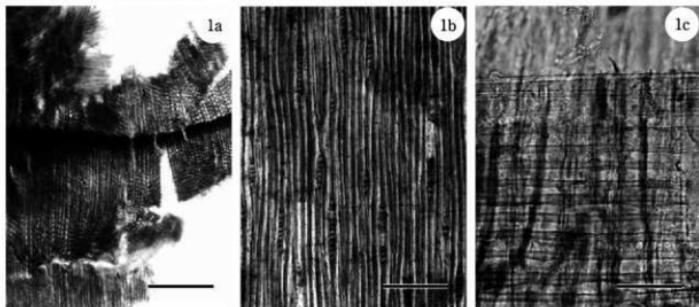
#### 引用文献

平井信二（1996）木の大百科－解説編－、642p、朝倉書房。

伊東隆夫・佐野雄三・安部久・内海泰弘・山口和穂（2011）日本有用樹木誌、238p、海青社。

伊東隆夫・山田昌久編（2012）木の考古学—出土木製品用材データベース—、449p、海青社。

図版2 出土木製品の光学顕微鏡写真



1a-1c. サワラ(樹種01)

a: 横断面(スケール=500 μm), b: 接縫断面(スケール=200 μm), c: 放射断面(スケール=50 μm)

### 第3節 土器付着赤色顔料の蛍光X線分析

株式会社イビソク

#### 1. はじめに

丸亀市飯野町東二瓦礫に所在する飯野・東二瓦礫遺跡より出土した土器に付着する赤色顔料について蛍光X線分析を行い、顔料の種類を検討した。

#### 2. 試料と方法

分析対象は、IV区SR2001より出土した弥生土器の鉢（30）1点の内面に付着する赤色顔料（赤色01）である（写真1-1）。実体顕微鏡下で、セロハンテープに赤色部分を極少量採取して分析試料とした。

分析装置はエネルギー分散型蛍光X線分析装置である株式会社堀場製作所製分析顕微鏡 XGT-5000Type II を使用した。装置の仕様は、X線管が最大 50kV・1mA のロジウム（Rh）ターゲット、X線ビーム径が 100 μm または 10 μm、検出器は高純度 Si 検出器である。検出可能元素はナトリウム（Na）～ウラン（U）であるが、ナトリウム、マグネシウム（Mg）といった軽元素は蛍光X線分析装置の性質上、検出感度が悪い。

本分析での測定条件は、管電圧が 50kV、管電流自動設定、測定時間 500s、ビーム径 100 μm に設定した。定量分析は、標準試料を用いない FP 法による半定量分析を行った。

さらに、蛍光X線分析用に採取した試料を観察試料として、生物顕微鏡で赤色顔料の粒子形状を確認した。

#### 3. 結果

分析により得られたスペクトルおよびFP法による半定量分析結果を第53図に示す。

ケイ素（Si）、水銀（Hg）、硫黄（S）、アルミニウム（Al）が主に検出され、他にカリウム（K）、カルシウム（Ca）、チタン（Ti）、鉄（Fe）が少量検出された。また、生物顕微鏡観察により得られた画像を写真1-2に示す。

#### 4. 考察

赤色顔料の代表的なものとしては、朱（水銀朱）とベンガラが挙げられる。水銀朱は硫化水銀（HgS）で、鉱物としては辰砂と呼ばれ、産出地はある程度限定される。ベンガラは狭義には三酸化二鉄（Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、鉱物名は赤鉄鉱）を指すが、広義には鉄（Ⅲ）の発色に伴う赤色顔料全般を指し（成瀬、2004）、広範な地域で採取可能である。また、ベンガラは直径約 1 μm のパイプ状の粒子形状からなるものが多く報告されている。このパイプ状の粒子形状は鉄バクテリア起源であると判明しており（岡田、1997）、含水水酸化鉄を焼いて得た赤鉄鉱がこのような形態を示す（成瀬、1998）。鉄バクテリア起源のパイプ状粒子は、湿地などで採集できる。

今回分析した試料からは、水銀と硫黄が多く検出され、水銀朱と判明した。なお、ヒ素（As）などの産地の特徴を示す可能性があるといわれる微量元素は特に検出できなかった。第3表に、分析結果の一覧を示す。

## 5. おわりに

飯野・東二瓦礫遺跡より出土した弥生土器内面に付着する赤色顔料について分析した結果、水銀朱と確認された

## 引用文献

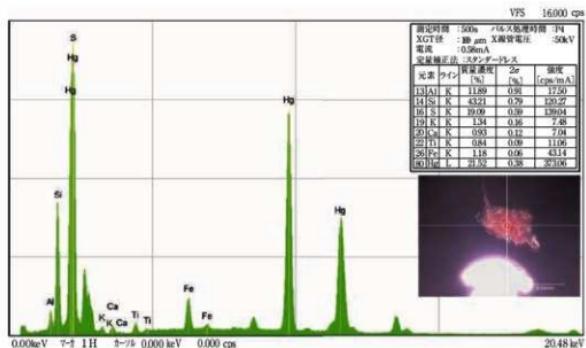
成瀬正和(1998)縄文時代の赤色顔料 I -赤彩土器一。考古学ジャーナル, 438, 10-14, ニューサイエンス社。

成瀬正和(2004)正倉院宝物に用いられた無機顔料。正倉院紀要, 26, 13-61, 宮内庁正倉院事務所。

岡田文男(1997)パイプ状ベンガラ粒子の復元。日本文化財科学会第14回大会研究発表要集, 38-39。

試料番号	測定条件	測定番号	通称名	場所	面積	採取位置	主な検出元素	顔料種類
赤色顔 KEI-D06101		30	奈良区SG2001	下層	弥生土器・鉢	内部のタックル中	S,Hg,Si	水銀朱

第3表 分析結果



第53図 赤色顔料の蛍光X線分析結果

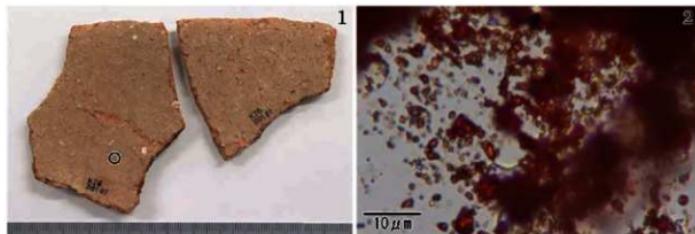


写真1 試料採取位置および赤色顔料の生物顕微鏡写真

## 第4節 腰帶具の蛍光X線分析

株式会社イビソク

### 1.はじめに

飯野・東二瓦礫遺跡はかより出土した石製および銅製の腰帶具について、蛍光X線分析を行い、材質を検討した。

### 2.試料と方法

分析対象は、下川津遺跡（坂出市川津町下川津）、川津一ノ又遺跡（坂出市川津町一ノ又）、川津東山田遺跡Ⅱ区（坂出市川津町東山田）、西末削遺跡（綾歌郡綾川町北・山田下）、賀田岡下遺跡（仲多度郡まんのう町賀田）、矢の塚遺跡（善通寺市吉原町・碑殿町）より出土した石製腰帶具6点（石材等02～07）と、飯野・東二瓦礫遺跡（丸龜市飯野町東二瓦礫）、西村遺跡（東かがわ市西村）より出土した銅製腰帶具2点（石材等01、08）である（第4表、図版3～4）。

試料番号	出土遺跡名	遺物番号	遺種	期間	種類	場所	測定者
石材等01	飯野・東二瓦礫	201	古墳後20010	古代	青銅鏡大鏡	半鏡、青銅鏡部分	未測
石材等02	下川津	576-3	SK見-49	古代	石製丸鏡	完全、青銅鏡未測定	香川県教育委員会01か1990
石材等03	川津一ノ又	2230	笠置層	古代	石製高方	半鏡、青銅鏡未測定	香川県教育委員会01か1997
石材等04	川津東山田 北丘	281	笠置層	古代	石製高方	(1)正面 幕面に金具片、(2)裏面に金具片	香川県教育委員会01か1990
石材等05	西末削	363	SD28	古代	石製高方	半鏡、青銅鏡未測定	香川県教育委員会2015
石材等06	賀田岡下	327	笠置層	古代	石製高方	半鏡、青銅鏡未測定	香川県教育委員会01か2004
石材等07	矢の塚	294回	手鏡	古代	石製丸鏡	一鏡式鏡、青銅鏡未測定	香川県教育委員会01か1992
石材等08	西村			平安後期	青銅鏡高方	一鏡式鏡、青銅鏡部分	未測

第4表 分析対象一覧

分析は、エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社製のエネルギー分散型蛍光X線分析計SEA1200VXを使用した。装置の仕様は、X線管が最大50kV、1000 μAのロジウム（Rh）ターゲット、X線照射径が8mmまたは1mm、X線検出器はSDD検出器である。この装置は、複数の一次フィルタが内蔵されており、適宜選択、挿入することでS/N比の改善が図れる。検出可能元素はナトリウム（Na）～ウラン（U）であるが、軽元素の感度は蛍光X線分析装置の性質上若干低く、特に定量分析におけるナトリウムの精度は低い。

石製腰帶具は、実体顕微鏡下で観察後、空気中重量と水中重量を測定し、比重を算出した。蛍光X線分析の測定条件は、管電圧・一次フィルタ・測定時間の組み合わせが15kV・フィルタ無し・1000s、15kV・Cl測定用・500s、50kV・Pb測定用・500s、50kV・Cd測定用・500sの計4条件で、管電流自動設定、照射径8mm、試料室内雰囲気真空に設定した。定量分析は、酸化物の形で算出し、ノンスタンダードFP法による半定量分析を行った。

銅製腰帶具は、鉛同位体比分析に伴い緑青錆が取り除かれていた箇所を選び、石材等01は金属部分を、石材等08は金属の露出が確認できなかつたため亜酸化銅部分を測定箇所とした。蛍光X線分析の測定条件は、管電圧・一次フィルタ・測定時間の組み合わせが50kV・Pb測定用・1000s、50kV・Cd測定用・1700sの計2条件で、管電流自動設定、照射径1mm、試料室内雰囲気大気に設定した。定量分析は、MBH Analytical社の32X LB14（batch A）を用いて補正したFP法による半定量分析を行った。

試料番号	比重(g/cm <sup>3</sup> )	比重	Na <sub>2</sub> O	MgO	Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	SiO <sub>2</sub>	P <sub>2</sub> O <sub>5</sub>	SO <sub>3</sub>	Cl	K <sub>2</sub> O	CaO	TiO <sub>2</sub>	MnO	Fe <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	ZrO <sub>2</sub>	Rb <sub>2</sub> O	Sc <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	Y <sub>2</sub> O <sub>3</sub>	ZrO <sub>3</sub>	EuO	PbO	石英
石材等01	2.49	2.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	玉髓	
石材等02	2.49	2.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	玉髓	
石材等03	4.50	2.6	1.79	0.33	27.06	60.48	0.43	—	0.06	2.12	5.30	0.36	0.11	5.98	0.01	0.07	0.04	—	0.02	0.06	—	
石材等04	24.08	2.6	1.53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	碧玉	
石材等05	2.49	2.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	玉髓	
石材等06	2.49	2.49	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	玉髓	
石材等07	8.52	2.6	1.05	0.18	19.80	63.24	0.30	—	0.06	2.17	5.39	0.61	0.12	5.71	0.01	0.05	0.04	—	0.03	0.06	—	
石材等08	17.55	2.6	2.08	0.44	22.77	61.25	0.32	—	0.04	2.10	5.14	0.52	0.10	5.06	0.01	0.05	0.04	—	0.02	0.04	—	

第5表 石製品の半定量分析結果 (mass%)

### 3. 分析結果

第5表に、石製腰帶具の半定量分析結果および比重を示す。蛍光X線分析の結果、ナトリウム

(Na<sub>2</sub>O)、マグネシウム (MgO)、アルミニウム (Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)、ケイ素 (SiO<sub>2</sub>)、リン (P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)、硫黄 (SO<sub>3</sub>)、塩素 (Cl)、カリウム (K<sub>2</sub>O)、カルシウム (CaO)、チタン (TiO<sub>2</sub>)、マンガン (MnO)、鉄 (Fe<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)、亜鉛 (ZnO) ルビジウム (Rb<sub>2</sub>O)、ストロンチウム (SrO)、イットリウム (Y<sub>2</sub>O<sub>3</sub>)、ジルコニア (ZrO<sub>2</sub>)、バリウム (BaO)、鉛 (PbO) が検出された。比重測定では、2.6～2.7の値を示した。

第6表に、銅製腰帶具の半定量分析結果を示す。鉄 (Fe)、銅 (Cu)、ヒ素 (As)、銀 (Ag)、スズ (Sn)、アンチモン (Sb)、鉛 (Pb)、ビスマス (Bi) が検出された。

第6表 銅合金製品の半定量分析結果 (mass%)

試料番号	Cu	As	Pb	Fe	Ag	Sn	Sb	Bi
石材等05	49.16	7.85	2.41	0.06	0.40	0.51	0.10	0.45
石材等06	49.90	5.92	6.28	0.08	0.82	0.06	0.24	1.16

### 4. 考察

以下、材質ごとに述べる。

#### [玉髓 (石材等02)]

石材等02は、ほぼケイ素のみからなる化学組成であった。また、比重は2.6であった。白色半透明で緻密な岩石である。これら測定結果と肉眼的特徴から玉髓と判断される。玉髓は、石英の微小結晶が網目状に集まった緻密集合体である（地学団体研究会編、1996）。低温の热水変質を受けた火山岩の割れ目や、火山岩中の孔隙に二次的に生ずる。堆積岩のセメント物質としても産する（黒田・諚訪、1983）。火山ガラスや黒曜石のように一次的に生成した火山岩と異なり、二次的に生成した鉱物であるため、産地を特定するのは困難である。

#### [頁岩 (石材等03～06)・粘板岩 (石材等07)]

石材等03～06の4点は、ケイ素が約60～65%で、比重が2.6～2.7であった。黒褐色の岩石で、剥離性がみられる特徴より、頁岩と考えられる。石材等07は、上述4点よりも剥離性がやや顕著であつたため、粘板岩とした。頁岩は、剥離性の発達した泥質岩である。粘板岩は、スレートとも呼ばれ、弱变成作用を受けた剥離性のより顕著な泥質岩である（地学団体研究会編、1996）。堆積岩の一種であり、産地の特定は困難である。個別に比較すると、比較的似た化学組成であった。

#### [銅合金 (石材等01、08)]

主に検出されたのは、銅 (Cu)、ヒ素 (As)、鉛 (Pb) である。スズ (Sn) の含有量は少なく、Cu-As-Pbの銅合金製と考えられる。鉄 (Fe)、銀 (Ag)、スズ (Sn)、アンチモン (Sb)、ビスマス (Bi) は微量であり、金属中に含まれる不純物と考えられる。ヒ素や鉛を多く含む銅合金は、奈良・平安時代の銅製品において多数報告されている（例えば長谷川ほか、2002；齋藤ほか、2002など）。その中には、今回のようなスズ含有量が少ない製品も多く存在しており、銀やアンチモン等を微量に含有する特徴も

含め、当時、比較的よく使用されていた組成の素材と考えられる。

## 5. おわりに

飯野・東二瓦礫遺跡はかより出土した石製腰帶具および銅製の腰帶具について、材質を検討した結果、石製腰帶具1点は玉髓製で、その他5点は頁岩ないし粘板岩製であった。銅製腰帶具は、2点ともCu-As-Pbの銅合金製であり、微量に鉄、銀、スズ、アンチモン、ビスマスを含む。

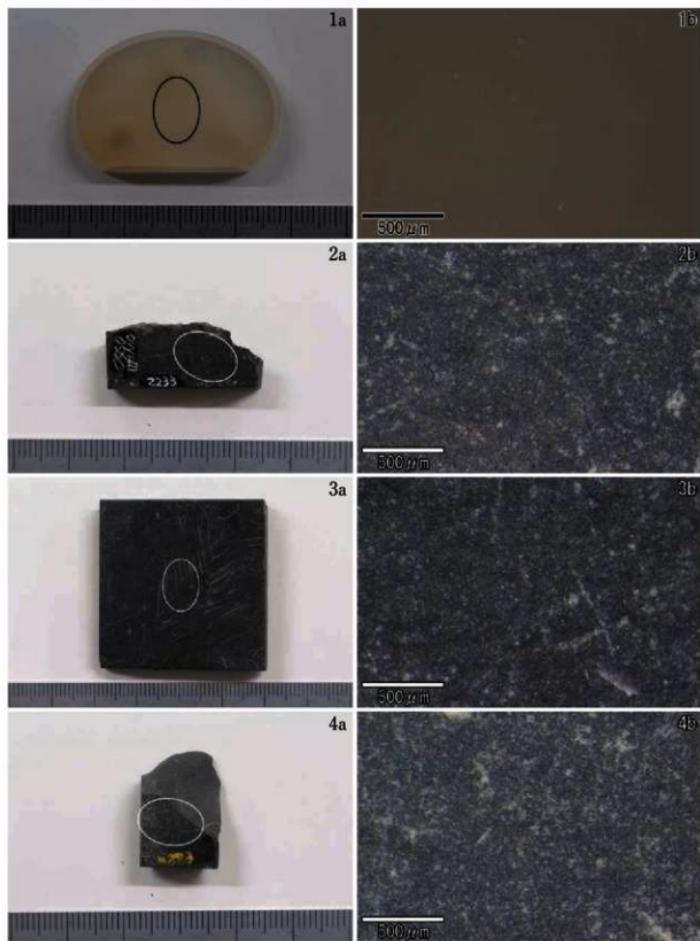
### 引用・参考文献

- 地学研究会編 (1996) 新版地学典. 1443p. 平凡社.
- 長谷川雅啓・河野益近・西山文隆・内田秀俊 (2002) 9世紀前半の平安京で使用されたヒ素を含む銅材料について—淳和院跡出土遺物を中心として—. 日本文化財科学会第19回大会研究発表要旨集. 244-245.
- 黒田吉益・源訪鈴徳 (1983) 偏光顯微鏡と岩石鉱物 [第2版]. 343p. 共立出版.
- 村上 隆 (2003) 金工技術. 日本の美術. 443, 98p. 至文堂.
- 中井 泉編 (2005) 銀光X線分析の実際. 242p. 朝倉書店.
- 齋藤 努・高橋照彦・西川裕一 (2002) 古代銭貨に関する理化学的研究—「皇朝十二銭」の鉛同位体比分析および金属組成分析—. IMES Discussion Paper J-Series 2002-J-30. 日本銀行金融研究所.

### 報告書

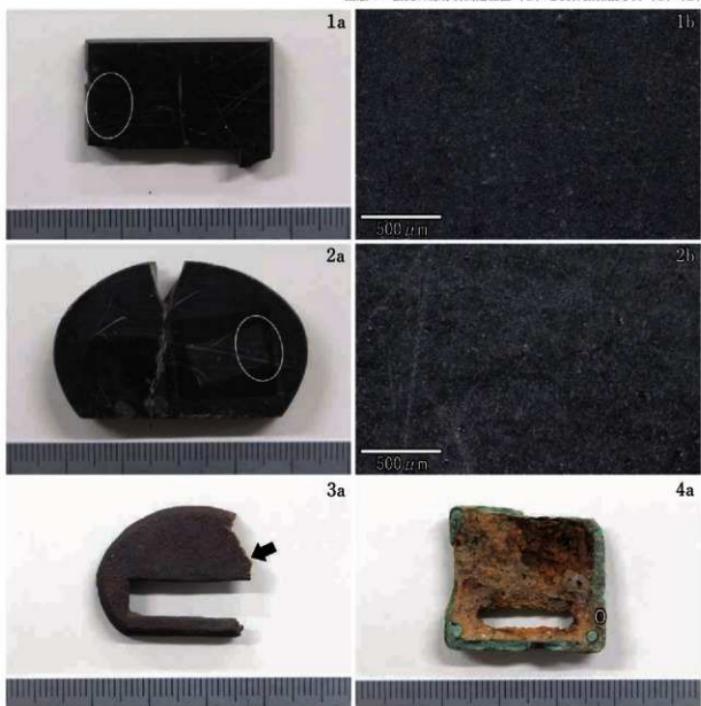
- 香川県教育委員会・日本道路公団 1987 「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第3冊 矢ノ塚遺跡」
- 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・本州四国連絡橋公団 1990 「瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 下用道跡」
- 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団 1997 「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第1冊 川津下入道跡」
- 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団 1998 「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第30冊 川津二入道跡II」
- 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団 2002 「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第41冊 川津東山下道跡II」
- 香川県教育委員会・国土交通省四国地方整備局 2004 「一般国道32号満濃バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第1冊 貝田岡下道跡」
- 香川県教育委員会 2015 「香川県農業試験場移転事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第5冊 西末則道路V」

図版3 蛍光X線分析測定位置(a)と実体顕微鏡写真(b)(1)



1. 石材等 02 石製丸剣 2. 石材等 03 石製三方 3. 石材等 04 石製三方 4. 石材等 05 石製三方

図版4 蛍光X線分析測定位置（a）と実体顕微鏡写真（b）（2）



1. 石材等 06 石製遙方 2. 石材等 07 石製丸柄 3. 石材等 01 銅製丸柄 4. 石材等 08 銅製遙方

## 第5節 放射性炭素年代測定

株式会社イビソク

### 1.はじめに

香川県仲多度郡まんのう町の賀田岡下遺跡から出土した試料について、加速器質量分析法（AMS法）による放射性炭素年代測定を行った。

### 2. 試料と方法

賀田岡下遺跡の試料は、包含層から出土した青銅製の丸薬に形成された綠青銹（試料No. 年代06: PLD-34667）である。発掘調査所見では、試料No. 年代06は古代と考えられている。綠青銹については、丸薬の背面から採取したもの176mgを試料とした。

綠青については、実体顕微鏡下で礫や砂や繊維を除いた後、電気炉で300°C、2時間加熱しCO<sub>2</sub>ガス化した。綠青のCO<sub>2</sub>ガス化については小田（2015ab）を参照した。精製ラインによるCO<sub>2</sub>ガス精製後、水素還元によるグラファイト化を行った。測定試料の情報、調製データは第7表のとおりである。

試料は調製後、加速器質量分析計（パレオ・ラボ、コンバクト AMS:NEC 製 1.5SDH）を用いて測定した。得られた<sup>14</sup>C濃度について同位体分別効果の補正を行った後、<sup>14</sup>C年代、曆年代を算出した。

測定番号	測定データ	試料データ	貯蔵処理
PLD-34667	試料No. 年代06 遺跡名：賀田岡下遺跡 遺物番号：529 場所：古谷場 その他：日本考古学出版物、第396	種類：緑青銹 形態：丸薬 部位：背部 状態：dry	CO <sub>2</sub> ガス化：加熱(300°C 2 hours)

第7表 測定試料および処理

### 3. 結果

第8表に、同位体分別効果の補正に用いる炭素同位体比（ $\delta^{13}\text{C}$ ）、同位体分別効果の補正を行って曆年較正に用いた年代値と較正によって得られた年代範囲、慣用に従って年代値と誤差を丸めて表示した<sup>14</sup>C年代、曆年較正結果を、第54図に曆年較正結果をそれぞれ示す。曆年較正に用いた年代値は下1桁を丸めていない値であり、今後曆年較正曲線が更新された際にこの年代値を用いて曆年較正を行うために記載した。

<sup>14</sup>C年代はAD1,950年を基点にして何年前かを示した年代である。<sup>14</sup>C年代(yrBP)の算出には、<sup>14</sup>Cの半減期としてLibbyの半減期5,568年を使用した。また、付記した<sup>14</sup>C年代誤差( $\pm 1\sigma$ )は、測定の統計誤差、標準偏差等に基づいて算出され、試料の<sup>14</sup>C年代がその<sup>14</sup>C年代誤差内に入る確率が68.2%であることを示す。

なお、曆年較正の詳細は以下のとおりである。

曆年較正とは、大気中の<sup>14</sup>C濃度が一定で半減期が5,568年として算出された<sup>14</sup>C年代に対し、過去の宇宙線強度や地球磁場の変動による大気中の<sup>14</sup>C濃度の変動、および半減期の違い(<sup>14</sup>Cの半減期 5,730 ± 40年)を較正して、より実際の年代値に近いものを算出することである。

<sup>14</sup>C年代の曆年較正にはOxCal4.3（較正曲線データ:IntCal13）を使用した。なお、1 $\sigma$ 曆年代範囲は、OxCalの確率法を使用して算出された<sup>14</sup>C年代誤差に相当する68.2%信頼限界の曆年代範囲であり、同

測定番号	$\delta^{14}\text{C}$ (‰)	測定値±標準誤差 (yrBP ± 1 s)	$^{14}\text{C}$ 年代 (yrBP ± 1 s)	$^{14}\text{C}$ 年代を想定年代に校正した年代範囲	
				1 $\sigma$ 時代範囲	2 $\sigma$ 時代範囲
PLD34667 試料 No. 6-06 貝塚下 I 遺跡	-24.00 ± 0.24	2940 ± 24	2940 ± 25	1287-1116 cal BC (98.2%)	1229-1053 cal BC (95.4%)

第8表 放射性炭素年代測定および暦年較正の結果

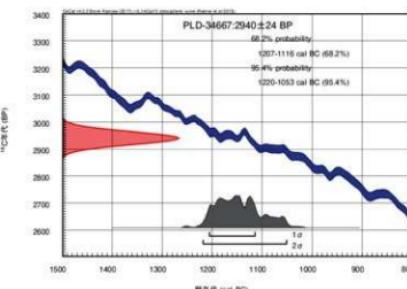
様に  $2\sigma$  時代範囲は 95.4% 信頼限界の暦年年代範囲である。カッコ内の百分率の値は、その範囲内に暦年代が入る確率を意味する。グラフ中の縦軸上の曲線は  $^{14}\text{C}$  年代の確率分布を示し、二重曲線は暦年較正曲線を示す。

#### 4. 考察

以下、 $2\sigma$  暦年代範囲（確率 95.4%）に着目して結果を整理する。なお、土器形式と暦年代の対応関係については、小林（2008）、工藤（2012）を参照した。

貝塚下 I 遺跡の包含層から出土した試料 No. 年代 06 (PLD34667) は、 $^{14}\text{C}$  年代が  $2940 \pm 25$  yrBP、 $2\sigma$  暦年代範囲が 1229-1053 cal AD (95.4%) であった。これは、縄文時代晩期に相当する。発掘調査所見では古代と考えられており、また、測定対象が青銅製丸柄であることを考えても、測定結果は明らかに古い値を示した。

青銅製品の放射性炭素年代測定においては、緑青（塩基性炭酸銅、 $\text{CuCO}_3 \cdot \text{Cu}(\text{OH})_2$ ）中の炭素が測定対象となり、大気中の二酸化炭素を取り込んで緑青錆が形成された時期が得られると考えられる。小田（2015b）では、製作時期の判明している出雲大社垂木先の金具の緑青錆を測定し、緑青錆が一旦形成されるとそれ以降の新たな緑青錆の形成を阻止することを実証しており、緑青錆の放射性炭素年代測定が有効な手法となりうることを示している。ただ現状では、ビンセットなどで機械的に除去できない土壤有機物などの不純物の、化学的除去方法などの課題も残っている。今回の試料においては、大気中の二酸化炭素を取り込んで生成した緑青錆としては  $\delta^{14}\text{C}$  の値が低い傾向がみられた。そのため測定結果は、緑青錆が形成された時期を示していない可能性があり、測定した炭素の由来について慎重に検討する必要がある。



第54図 暦年較正結果

#### 参考文献

- Bronk Ramsey, C. (2009) Bayesian Analysis of Radiocarbon dates. Radiocarbon, 51(1), 337-360.  
 小林謙一（2008）縄文時代の暦年代。小林 康・谷口康浩・西田泰民・水ノ江和同・矢野健一編「縄文時代の考古学2 歴史のものさし」:257-269、同成社。  
 工藤圭一郎（2012）旧石器・縄文時代の環境文化史—高精度放射性炭素年代測定と考古学—、373p. 神皇社。  
 中村俊夫（2000）放射性炭素年代測定法の基礎。日本先史時代の  $^{14}\text{C}$  年代編集委員会編「日本先史時代の  $^{14}\text{C}$  年代」: 3-20. 日本国第四紀学会。  
 小田豊貴・坂本敏夫・山田哲也・加藤丈典（2015a）青銅器の  $^{14}\text{C}$  年代測定の可能性と道成寺鐘巻銅鐸への適用。第17回 AMS シンポジウム講演要旨集。37. 筑波大学研究基盤総合センター応用加速器部門。

小田寛貴・塚本敏夫・山田哲也・加藤丈典（2015b）青銅器の炭素14年代測定の可能性と考古学資料への適用。日本文化財科学会第32回大会研究発表要旨集、32-33。

Reimer, P.J., Bard, E., Bayliss, A., Beck, J.W., Blackwell, P.G., Bronk Ramsey, C., Buck, C.E., Cheng, H., Edwards, R.L., Friedrich, M., Grootes, P.M., Guilderson, T.P., Hajdas, I., Hatte, C., Heaton, T.J., Hoffmann, D.L., Hogg, A.G., Hughen, K.A., Kaiser, K.F., Kromer, B., Manning, S.W., Niu, M., Reimer, R.W., Richards, D.A., Scott, E.M., Southon, J.R., Staff, R.A., Turney, C.S.M., and van der Pluij, J. (2013) IntCal13 and Marine13 Radiocarbon Age Calibration Curves 0-50,000 Years cal BP. Radiocarbon, 55(4), 1869-1887.

## 第6節 青銅製丸瓶の科学的調査

株式会社イビソク

### 1.はじめに

香川県丸亀市飯野町の飯野・東二瓦礫遺跡（いいの・ひがしふたがらくいせき）から出土した青銅製丸瓶に関する自然科学的な調査の依頼を受けた。そこで、鉛同位体比法を用いて材料の産地を推定することから、資料が持つ歴史的な意義を推定する。

### 2.資料

本資料である青銅製丸瓶は写真2で示され、中世とされる層から発掘された。その資料の記載を第9表で示す。

資料の遺跡環境・発掘状況などは隣接調査区の発掘報告書<sup>(1)</sup>の中で示されているので、省略する。本資料の年代が古代（奈良時代・平安時代）とされているので、この時代の銅の生産に関して概観しておく<sup>(2)</sup>。

青銅器は弥生時代に導入され、弥生時代～古墳時代には朝鮮半島・中国産材料がすべてで、製品や材料が輸入され、鋳造が行われていたが、日本での銅の生産はなかった。奈良時代（飛鳥時代を含む）以降平安時代前期にかけて日本で銅の生産が始まり、かなりの量の銅製資料が生産される。大金剛仏や梵鐘、皇朝十二鏡などを始めとして、各種資料が生産されるようになる。この間に中国や朝鮮半島で作られた資料（仏教用具・装飾品・装身具）は少量ではあるが導入されている。平安時代中期以降になると、日本の銅生産は銅鉱石（酸化銅鉱）が枯渇したため行き詰まり、国内で必要量を供給できなくなる。そのためそれまでに作られていた銅資料（皇朝十二鏡など）が再利用されるがそれも足りなくなる。このために日本国内での貨幣の発行は中止され、物々交換の時代へ戻る。平安時代後期になると中国の銅錢が銅材料として輸入され、国内銅の不足分を補うために利用されるようになる。この時には中国だけでなく、東南アジア諸国で再鋳造された中国銭も持ち込まれている。鎌倉時代になると、日本産材料はほとんどなくなり、中国銭を材料として各種資料が作られるようになる。しかし室町時代になると異なる銅鉱石（硫化銅鉱）を用いた新しい銅製鍊法が導入され、銅生産が再開される。それ故、中国産銅材料と日本産銅材料とが入り交じって利用されるようになる。本研究資料である青銅製丸瓶の鉛同位体比から材料産地を推定し、利用された銅材料の意義に関して考察する。

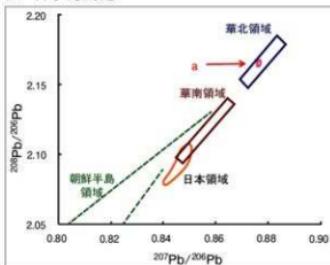


写真2 分析試料

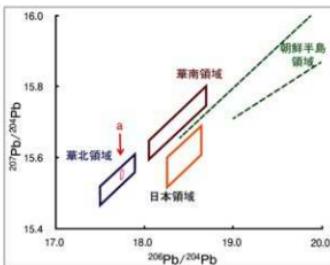
代号	資料名	出土地	遺跡名	指定時期
1.鉛同位体比	青銅製丸瓶	香川県丸亀市飯野町	飯野・東二瓦礫遺跡	古代

第9表 分析試料

## 3. 科学的測定



第55図 鉛同位体比を用いた産地推定の概念図（A式図）



第56図 鉛同位体比を用いた産地推定の概念図（B式図）

自然科学的な調査方法として材料産地を推定できる鉛同位体比法<sup>(3,4)</sup>を用いる。資料の鉛同位体比から材料産地を推定し、資料が持つ歴史的な知見を明らかにすることを目的とする。

## 3.1 鉛同位体比法の原理

今までの研究で、普通の鉛には重さが異なる同位体が4種（ $^{204}\text{Pb}$ ,  $^{206}\text{Pb}$ ,  $^{207}\text{Pb}$ ,  $^{208}\text{Pb}$ ）混在しているとわかっている<sup>(4)</sup>。その中で鉛-206( $^{206}\text{Pb}$ )はウラン-238( $^{238}\text{U}$ )から、鉛-207( $^{207}\text{Pb}$ )はウラン-235( $^{235}\text{U}$ )から、鉛-208( $^{208}\text{Pb}$ )はトリウム-232( $^{232}\text{Th}$ )から自然の放射壊変で生成される。岩石などの中にウラン・トリウムとともに鉛が共存していれば上記3種の鉛同位体はウラン・トリウムから自然に生成され、既にあつた鉛に附加される。それ故地球が生まれて以来、岩石の中で鉛がウラン・トリウムと共存していると、これらウラン・トリウムが自然に放射壊変して年々減少し、鉛の $^{206}\text{Pb}$ ,  $^{207}\text{Pb}$ ,  $^{208}\text{Pb}$ が増加する。地球の歴史のあるときに、地殻変動などでこれら岩石から鉛が抽出されて鉛鉱物を生成すると、この時から鉛はウラン・トリウムから切り離されるので、鉛同位体の量と比べて定まり、変化しなくなる。各地域の鉛同位体比は鉛鉱物を作った岩石中の鉛・ウラン・トリウムの量比が違っていること、および地殻変動の時期が一般的には異なるので、鉛同位体比は各鉛鉱床でそれぞれ異なった値となる。東アジア地方では第55図 ( $^{208}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$  -  $^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$ : A式図) と第56図 ( $^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$  -  $^{206}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$ : B式図) で示されるような地域毎に鉛同位体比が分布すると判っている。図ではそれぞれの分布域が日本、朝鮮半島、中国華北、華南などとして示されている。ただし、これら分布領域は資料が示す実際の分布から判断されているので、それぞれの領域から外れる資料がある場合もある。未知資料の鉛同位体比を測定し、これら両図にプロットすると、その測定点が両図で設定された同じ領域に含まれれば、資料はその地域で生産された鉛材料を含んでいる可能性が高いと判断される。すなわち、ある資料の鉛同位体比がA式図で華北領域に位置したとする。B式図でも華北領域に位置すれば、その資料は華北産の材料を利用している可能性が高い。もし異なる領域に位置すれば、華北産材料とは言い切れないと判断される。もちろん例外はある。また鉛同位体比の表現方法として各種あるが、第55図 ( $^{208}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$ ,  $^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$ : A式図) と第56図 ( $^{207}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$ ,  $^{206}\text{Pb}/^{204}\text{Pb}$ : B式図) の方式で示されることが多いので、本報告でもこの方式で

表現する。この原理を用いて鉛の同位体比から鉛の生産地を推定し、資料の材料产地を推定する方法を鉛同位体比法と称している。

銅製品中には鉛が少量残存している場合がある<sup>(5)</sup>。これは昔の銅精錬法では鉛を除ききれなかったためと考えられる。また、製作物によっては銅製品を作る時に金属の性質（鋳造温度や硬さ、輝き）を変えるために、鉛やスズが主成分の一つとして人為的に加えられることがある。鉛は各地域に普遍的に存在しているため、銅鉱床の近くで採掘されることが多く、後から加えられた鉛でもその鉛同位体比は銅鉱床の生産地を示唆すると考えることができる。故に、鉛同位体比法は銅製品の生産地を推定する方法でもある。

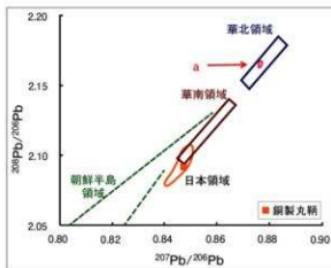
### 3.2 鉛同位体比の測定方法

製品の製作に利用された銅材料の产地を推定するために鉛同位体比法を利用する。鉛量が少ないことや銅や鉄などの不純物があると鉛同位体比測定に妨害となるためこれらを除去する必要がある。測定用に採取した微少量（~10mg）の銅試料に次のような化学操作を行って鉛を分離する。試料を石英製ビーカーに入れ、硝酸で溶解する。この溶液を蒸留水で希釈し、直流電圧2Vで電気分解する。鉛は二酸化鉛として陽極の白金電極上に析出するので、この白金電極を取り出して硝酸と過酸化水素水で鉛を溶解する。溶解した溶液の鉛濃度をICP法で測定し、0.3mgの鉛を分取する。分取した鉛にリン酸とシリカゲルを加えてレニウムフィラメント上に載せ、加熱して固まらせる。以上のように準備したフィラメントを日鉄住金テクノロジー株式会社に設置されている表面電離型質量分析計（Finnigan MAT262）の中にセットし、測定諸条件を整え、1200°Cで鉛同位体比を測定する。測定値は同一条件で測定した標準鉛試料NBS-SRM-981で規格化する<sup>(6)</sup>。

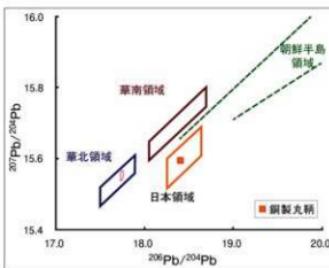
資料名	$^{204}\text{Pb}/^{206}\text{Pb}$	$^{204}\text{Pb}/^{207}\text{Pb}$	$^{204}\text{Pb}/^{208}\text{Pb}$	$^{206}\text{Pb}/^{207}\text{Pb}$	$^{206}\text{Pb}/^{208}\text{Pb}$
1. 青銅丸精	16.403	15.984	36.692	0.8623	20.919
2. 銅鉱石(1 g)	± 0.002	± 0.001	± 0.002	± 0.002	± 0.0006

第10表 分析試料の鉛同位体比値

### 4. 鉛同位体比測定の結果



第57図 出土青銅製品の鉛同位体比分布  
(A式図)



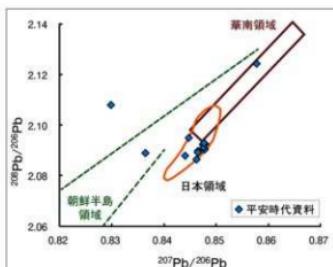
第58図 出土青銅製品の鉛同位体比分布  
(B式図)

香川県丸亀市飯野町の飯野・東二瓦礫遺跡から発掘された古代の青銅製丸鞘の鉛同位体比値を測定し、第10表と第57図と第58図で示し、第57図と第58図で図示する。

## 5. 考 察

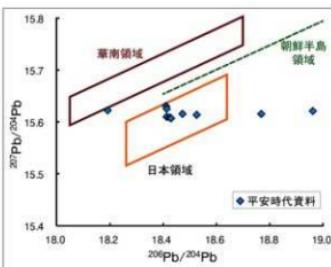
第10表と第57図と第58図で示された資料の特徴を次にまとめると。

本資料はA式図、B式図とともに日本産材料領域に位置しているので、日本産材料で作られていると推定される。資料の形態から青銅製丸鞘と判断されており、考古学的年代は発掘状況から古代、すなわち奈良時代～平安時代と推定されている。鉛同位体比から、日本産材料と推定されるが、この平安時代



第59図 平安時代資料の鉛同位体比分布

(A式図)

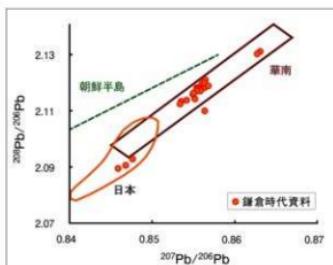


第60図 平安時代資料の鉛同位体比分布

(B式図)

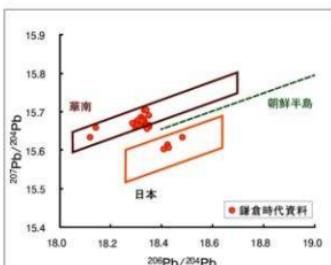
～鎌倉時代の青銅資料がどのような鉛同位体比分布をしているかが重要であり、それらとの比較で本資料を考えてみる。そこで、今までに測定されている平安時代の資料の鉛同位体比分布を第59図、第60図で示し、鎌倉時代資料の分布を第61図と第62図で示す<sup>〔2〕</sup>。

第59図と第60図で示される資料は平安時代資料として系統的に集められた資料ではなく、依頼され



第61図 鎌倉時代資料の鉛同位体比分布

(A式図)



第62図 鎌倉時代資料の鉛同位体比分布

(B式図)

た資料（約20資料）として測定した値なので、平安時代を代表しているとは必ずしも限らない。資料は火熨斗（ひのし：古代のアイロン）、小金銅仏、和鏡、刀装具などである。これら資料のほとんどは日本産材料領域に含まれ、幾つかの資料が、中国・朝鮮半島あるいは不明材料と示されている。このことから判断すると、平安時代の資料には日本産材料が主として利用されていると考えることができる。そこで、鎌倉時代資料を第61図と第62図で示す。

第61図と第62図で示される分布は依頼された資料約40点の分布なので、必ずしも鎌倉時代を代表していないかもしれない。資料は鎌倉大仏、掛け仏、銅津、雲版、小金銅仏、和鏡などである。図からほとんどの資料（約90%）は華南産材料領域に分布し、日本産材料領域には4資料（約10%）しか含まれていない。このことから、日本産材料で作られた資料はない訳ではないが、平安時代からの伝世品も含まれているかもしれない。また、鎌倉時代の資料はそのほとんどが中国古錢を始めとする華南産材料で作られていると推定される。

このように平安時代と鎌倉時代の資料の鉛同位体比分布がはっきり異なっており、平安時代前期には日本で銅生産が順調に進んでいたと考えられ、中期には銅生産がなくなつて経済が混乱し、後期には中國錢の輸入が激しくなることと呼応していると判断される。

本資料である青銅製丸鞘の鉛同位体比値をこれら試料と比較すると、古代と言っても日本産材料を利用していた奈良時代～平安時代と、中国産材料を主として利用していた鎌倉時代があるので、どちらかと言えば古代の資料である可能性を示す。もちろん伝世品である場合や、鎌倉時代資料でも日本産材料で作られた資料がない訳ではないので断定はできないが、時代の流れに即した材料が本資料に利用されていると考えると、古代の典型的な資料の一つと考えることができる。

#### 引用・参考文献

- (1) 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団 1996 「四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第二十冊 飯野・東二丸難道跡」
- (2) 平尾良光 2014 「鉛玉がかかる日本の戦国時代における東南アジア交易」「大航海時代の日本と金属交易」 平尾良光・飯沼賢司・村井章介編、思文閣（京都）p99～71
- (3) 平尾良光 1998 「鉛同位体比法」「青銅鏡・銅鋸・铁劍を探る」「文化財を探る科学の眼-3」 平尾良光・山岸良二編、国土社（東京）p13-19
- (4) 平尾良光 2008 「鉛同位体比法の応用—歴史資料の产地推定ー」「RADIOISOTOPES 57」 p709-721
- (5) 平尾良光 1999 「古代の鋼の科学」「古代青銅の流域と铸造」 平尾良光編、鶴山堂（東京）p305～320
- (6) 平尾良光・馬淵久夫 1929 「表面電離型固体質量分析計 VG-Sector の規格化について」「保存科学 28」 p17-24

#### 謝辞

本文執筆には帝京大学 文化財研究所 平尾良光氏のご協力をいただいた。

## 第5章　まとめ

### 第1節　遺構の変遷

2次調査で確認された遺構・遺物については、前章までに詳述してきた。以下では、まず2次調査区の遺構の変遷について整理する。

#### 弥生時代後期～古墳時代前期

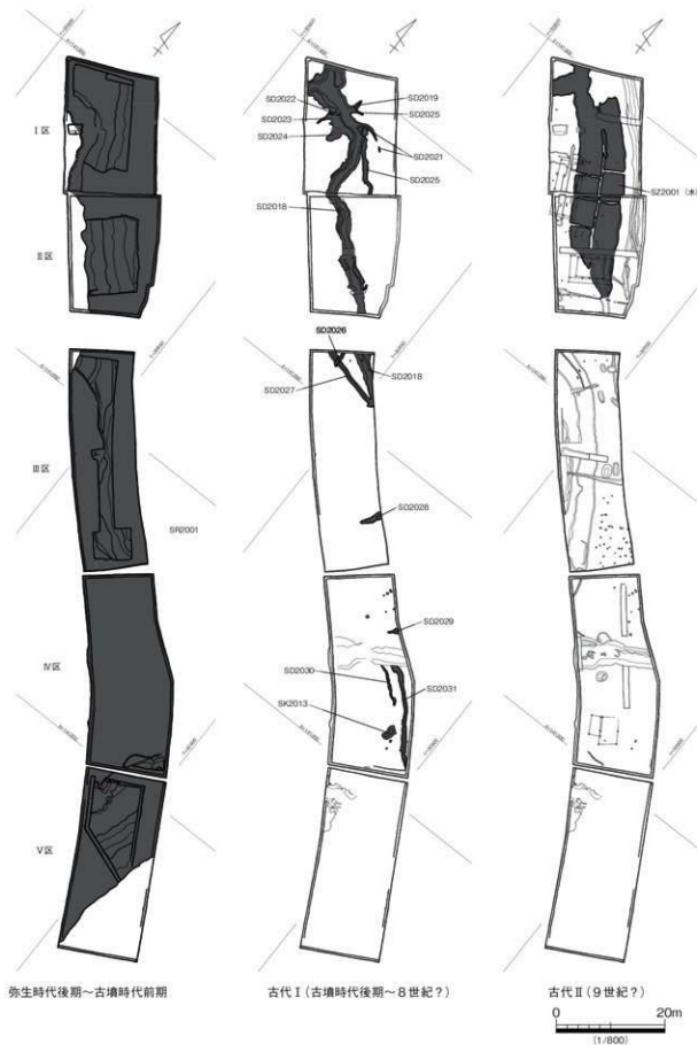
当該期の遺構には、第2遺構面bにおいて検出した調査区を南北に流下する自然河川SR2001がある。流路方向は、第2章に既述した飯野山の西麓裾を北西方向に流下する赤山川の旧流路（第3回流路a）と概ね合致しており、SR2001はその旧流路である可能性が高い。また、その規模等より1次調査区SD32（香川県教育委員会他1996）と一連の遺構である可能性も想定される。出土遺物は、弥生時代中期後葉の土器を少量含むものの、主体となるのは後期中葉から古墳時代前期前葉であり、その時期に概ね埋没が進行したものと考えられる。また、完形品を含む磨滅等の乏しい資料が多く認められ、本流路の至近地より投棄された可能性が考えられる。1次調査区を含め、当該期の建物遺構等は確認されておらず、本調査区南・西側の段丘1面上に当時の集落が営まれていた可能性が想定される。

なお、当該期の遺物として、中世遺構での混入資料だが土佐型壺1点の出土が注目される。香川県内では、同資料分布の空白地を埋める資料であり、今後調査が進展すれば、さらに分布域は広がることが予想される。本遺跡出土資料は搬入資料ではなく、本遺跡周辺で製作された模倣品である。近接地では、丸亀平野西縁部の善通寺市旧練兵場遺跡より後期前半代の搬入資料や模倣資料が出土（信里2011）しており、あるいはそうした中核的な遺跡より2次的に本遺跡へ搬入された可能性も考えられる。後期前半期に、土佐産（系）土器は中・西部瀬戸内や畿内地域への搬出が確認（秋山2004）されており、当時の地域間関係を考察する上で重要な資料となろう。

#### 古墳時代後期～古代

当該期の遺構としたものには、第2遺構面aにおいて検出したものと、第1遺構面で検出したもののうち、出土遺物よりその可能性を判断したものがある。いずれも、出土遺物が乏しく、明確な時期を特定できない遺構が多い。

古代I期としたものは、第2遺構面aにおいて検出した遺構である。土坑SK2013と、溝SD2018・2019・2021～2031がある。SD2018は、最大幅約4.5mを測る大型幹線水路と考えられる。流路方向や規模等より、1次調査区SD31と一連の遺構である可能性が想定される。出土遺物に乏しいが、古墳時代後葉から古代前葉（6世紀～7世紀前半）に位置付けられるものと考える。本溝の開削には、時期的に近接する飯野西麓1・2号墳の被葬者との関係も想定できよう。またSD2026は、ほぼ正方位に配された溝で、時期を特定できる遺物は出土していない。丸亀平野では、北より約30°西偏した条里型地割が広範に認められ、本遺跡でも12世紀前半代を上限としてその施工が確認される。また、それに先行して正方位に配された建物や溝等の遺構が、平野各地の遺跡で検出されている。本遺構は、そうした条里型地割に先行する正方位の地割が、遺跡周辺にも施工されていた可能性を示唆するものとして重要であろう。



第63図　遺構変遷図1

古代Ⅱ期としたものは、I・II区第1遺構において検出した水田面SZ2001がある。考古学的調査成果とともに、プラント・オパール分析においても追認（第4章）された。自然河川SR2001が埋没した低地部を利用して造成された水田で、平面不整形の大小7区画（16.22～38.02m以上）が調査された。各小区画を区分する畦畔のいくつかには中央部に水口が設けられ、田面の標高は南から北へ緩やかに傾斜して造成されていることから、田渡しにより配水されていたことが考えられる。また、田面は調査区壁面の土層断面の観察記録より、III区以降を含めた調査区全面に造成されていた可能性のあることが想定された。水田の耕作時期は、出土遺物より9世紀中葉前後の可能性を想定する。1次調査区においても同様な小区画水田が調査され、覆土中より出土した須恵器の時期より古墳時代とされた。しかし、1次調査区においても、本調査区と同様に自然河川の上面を中心にして造成され、耕土層やその覆土も両調査区の水田間で近似することから、一連の水田面である可能性は高いと考える。つまり、9世紀中葉には遺跡東半部を中心に、南北に長く帯状に耕地化が進展していた可能性が考えられる。

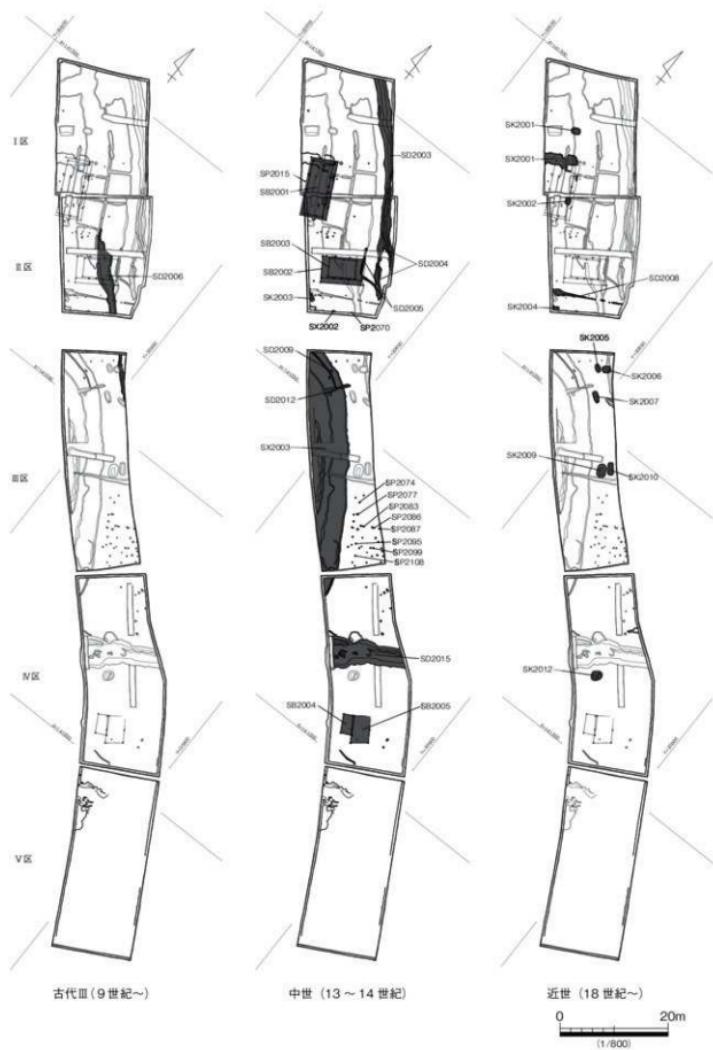
このほか、当該期に属する遺物として、後述する中世の溝SD2015から銅製丸軸1点が出土している。本資料は、当該時期の本遺跡の評価に大きく関係する資料であることから、前章に記載したように理化学的な分析を実施した。まず、出土状態が中世遺構への混入資料であることから、緑青鉄の放射性炭素年代測定を実施しようとしたが、本資料は同鉄が極微量しか認められず分析を行うことができなかつた。このため、本資料と同じ小孔の丸軸であるまんのう町買田岡下遺跡出土資料を分析することとした。残念ながら分析結果は、試料中のコンタミ（汚染）のため想定される結果は得られなかつた。分析方法の有効性は検証されており、今後類似資料の分析を継続することで、考古学的な年代を検証することが必要であろう。また、鉛同位体法による材料銅の産地推定では、日本産銅との成果が得られた。国産銅については、奈良東大寺の大仏铸造をピークとして以降減少し、承和元年（834）には、銅錢料銅の不足が記録される（『類聚三才格』巻十四 錢鑄事）など、9世紀中葉には大きく低迷したと考えられる。本資料は8世紀後半での製作の可能性が想定され、産地について分析結果と整合的であることが確認された。

古代Ⅲ期としたものは、水田畦畔を壊して開削された溝SD2006がある。しかしその検出位置は、上述したSD2018とは重複し、何らかの誤認の可能性も考えられる。

## 中世

当該期に属する遺構には、掘立柱建物SB2001～2005、溝SD2003～2005・2009・2012・2015、落込みSX2003等がある。掘立柱建物はI・II区とIV区で検出し、III区では柱穴群を検出しており、3箇所に分散配置されていたと考えられる。I・II区建物群とIII区柱穴群は、概ね13世紀中葉前後に位置付けられ、遺物の乏しいIV区建物群も同時期かやや先行する可能性が高い。SD2003～2005はI・II区東端に配された南北溝で、I・II区建物群の東限を区画する溝であった可能性も考えられるが、より東部の状況が不明なため断定はできない。それ以外に、明確な区画施設は見当たらず、中・小規模な建物群が分散配置された散村的な景観が復元されよう。また、建物の重複も乏しく、短期に廃絶されたことも各群で共通する。

SD2015は、検出面幅4.5mの大型東西溝で、里界線に相当する位置に開削された条里溝である。層位的な取り上げがなされた遺物は限られるため情報量に乏しいが、十瓶山周辺窯廠の須恵器碗や、中国製磁器類が一定量出土しており、開削時期は12世紀前半代に求められる可能性がある。以後14世紀代



第64図 遺構変遷図2

までは継続して使用され、15世紀後半～16世紀代には埋没した可能性が高い。周辺で検出された建物群よりも長期にわたり継続して使用されており、遺跡周辺の集団により維持・管理がなされていた可能性が想定される。

SX2003は、性格を特定することが困難だが、IV区西端部で緩やかに弧状に検出された大型の落ち込みであり、第2章で復元した土器川右岸の完新世段丘崖に近接することから、段丘崖縁辺の斜面部堆積層の可能性を想定した。13～14世紀にかけて堆積が進行していることからも、11～12世紀とする段丘崖の形成時期と矛盾はない。なお、1次調査区で検出された氾濫原面を流下する自然河川SR01最下層<sup>(注1)</sup>からは、13世紀中葉～14世紀前葉の遺物の出土が報告され、氾濫原面の埋没が当該期より開始されていることも、本遺構の性格や時期と矛盾するものではないと考える。

### 近世

当該期の遺構は、土坑SK2001・2002・2004～2007・2009・2010・2012と、溝SD2008、性格不明遺構SX2001がある。建物遺構を欠き、検出された各遺構からの出土遺物は乏しく、当該期には調査区周辺は耕作地として利用されていた可能性が高いと考えられる。SD2008は、1町四方の条里型地割のほぼ中央を南北に二分する位置に開削されており、耕地境に敷設された里道に伴う側溝であった可能性が考えられる。

## 第2節 飯野・東二瓦礫遺跡出土律令期腰帶具をめぐる諸問題

### 1 はじめに

第3章において報告したように、本遺跡SD2015から銅製腰帶具1点が出土した。遺構は、12～13世紀代に開削が想定される中世の坪界溝であり、混入資料と考えられる。調査区内では、古代の遺構としては、水田SZ2001等があるのみで、官衙や有力豪族の居宅といった当該遺物がしばしば出土する遺跡とは、その性格を大きく異にする。第2章に既述したとおり、遺跡西方や南方の段丘面上に当該期の遺構が展開する可能性は残るもの、現状でその早急な調査を望むことは不可能であろう。以下では、県内出土の律令期腰帶具について集成・検討することにより、本遺跡出土資料の位置付けを行い、その歴史的な評価について考察することとした。

なお、古代の腰帶具については、研究者によりさまざまな名称や分類がなされ、統一した状況はない。小稿では、田中広明氏の使用例（田中1990・2002・2003）に依拠し<sup>(注2)</sup>、石製腰帶具の製作工程や技法等の分類については平尾政幸氏の案（平尾2001）を参考とした。石材については、前章に詳述したように本書作成時に理化学的な分析を行い、それ以外の資料については、筆者の観察の結果を記載した。筆者の岩石学的な見識の欠如に加え、完存資料については研磨等の加工や使用や埋没後の磨滅等により岩石本来の特徴の観察が困難となっていることもあり、将来的にはより専門的な観察や理化学的分析により明らかにされることが望まれる。

### 2 腰帶具の編年

列島古代社会における文献史料に残された腰帶の推移については、高島英之氏の整理がある（高島2002）。革帯の使用は、『扶桑略記』慶雲四年(707)三月甲子条の記載からその開始期が考えられてきたが、



第65図 香川県下律令期腰帯具出土遺跡分布

川尻秋生氏は『西宮記』巻十七「袍」と巻十九「衣」の記載から、慶雲四年を『扶桑略記』の錯簡と考え、和銅四年（711）とされた（川尻 1989）。

考古学的には、田中広明氏による優れた編年研究がある（田中 2003）。田中氏は、出土腰帯具について、形態や垂孔の形状、裏金具の垂孔、表金具の厚み等を指標に分類作業を行い、列島各地での約40例の同一構造から出土した、装飾具を中心とした腰帯具の共存関係を検討して、4期の変遷案を提示された。器種を超えて、垂孔の縮小と形態の大型化という方向性で通底しており、隣接型式間で時期的に一部重複しながら緩やかな変遷を辿るとされる。田中氏は、各期の実年代については明確には記されていないものの、記載内容から類推すれば、第Ⅰ期が8世紀前半、第Ⅱ期が8世紀後半、第Ⅲ期が9世紀前半～中葉、第Ⅳ期が9世紀後葉～10世紀後葉と考えられる。考古資料上の腰帯具の出現時期と、文献史料上の革帶の開始時期に矛盾はない。

実際の遺跡でのあり方は、伝世や再利用等により複雑な状況を示していることが予想されるが、概ね田中氏の編年案に即して以下検討することとした。

### 3 香川県下出土遺跡の概要

第11・12表に示したように、本県では21遺跡から29点、古代には備前国に属していたと考えられる島嶼部を除けば、19遺跡から25点の律令期腰帯具が現在までに出土している。その分布は、国府が所在した旧阿野郡を中心とする県中央部の4郡（阿野・鶴足・那珂・多度郡）で14遺跡から19点と明显に偏在し、東部（香川・山田・三木・寒川・大内郡）や西部（三野・刈田郡）に出土の希薄な地域が広がる。こうした分布の格差は、現高松市域と概ね重複する香川・山田郡を除いて、調査頻度（数・面積）と比例し、必ずしも当時の状況を反映していない可能性も考えられる。香川・山田両郡で出土遺跡数が乏しいことについては、明確な理由を明らかにできないが、「和名抄」に記される各郡の郷数は、腰帯具の出土が集中する4郡で32郷が確認され、古代寺院の分布密度も高く、上記した分布のあり方

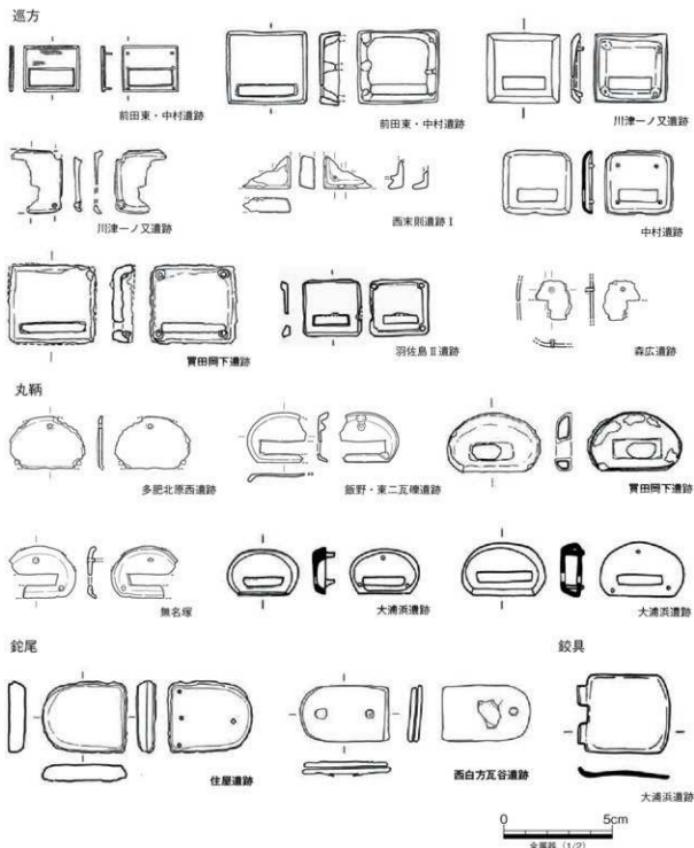
### 第 11 表 金屬製腰帶一覽

第12表 石製腰帶具一覽

は、当時の腰帯具の所有層（官人層）の多寡を一定程度反映している可能性はあろう。一方で、当センターを中心に昨年度までで34次の調査を積み重ねてきた讃岐国府跡周辺からの出土は、現在までのところ皆無であり、この点は讃岐以外の他地域と大きく相違し、今後の調査の進展や正式報告書の刊行を待って、その要因について判断したい。

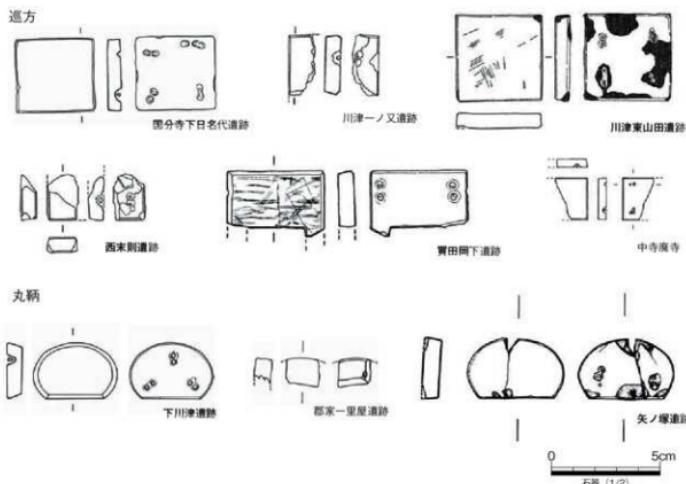
遺跡の内容では、官衙関連遺跡等を含めた集落遺跡出土例が多数を占め、そのほかは古代寺院及びその関連遺跡からの出土が少数認められる。墳墓あるいはその関連遺跡からの出土ではなく、それは譜載に限らず、四国の他の3国にも共通する。詳細な出土状況は不明ながら、岡山県酒津山山腹遺跡（脇本1981）や山口県ジーコンボ古墳群の例を参照すると、複数の墳墓に腰帶具が副葬されているものの、ジーコンボ古墳群ではそれらの副葬を欠く墳墓もあり、特定の集團（階層）間に共有されつつも、同じ集團内でも副葬の有無には、階層差や年齢等の何らかの選択がなされていたものと考えられる。

延長八年(930)九月  
二十九日に醍醐天皇は崩御するが、『吏部王記』にはその後の経過が詳細に綴られていく



第66図 金属製腰帶具実測図

る。十月一日には、「御輿長二人右中将英明、左中辨淑光、奉仕御浴、供奉御服、綾冬直衣、綾袴、紅絹下襷等一襲、加御冠、烏犀革帶、鞆鞋、襷…」され、同月十日に葬られている。増田美子氏は、さらに「西宮記」天皇崩条をも参照して、平安時代前期の天皇等の死衣装は、新調された日常衣が用いられ、特別の形態の死装束は無かったとする（増田2002）。また、烏犀革帶については、「模様の無い黒い犀角の飾りのついた革帶」で、「六位以下の用いるものであった」と、「模様が無く華美でない」ことからあえて選択されたとした。酒津山山腹遺跡やジーコンボ古墳群よりもやや時期的に後出するが、地方の



第67図 石製腰帶具実測図

墳墓から出土する腰帶具も、こうした上級階層の葬礼に倣った可能性が考えられる。

1遺跡での出土数は、川津一ノ又遺跡や買田岡下遺跡、大浦浜遺跡の3点を最多として、前田東・中村遺跡と西末削遺跡の2点が複数個出土した遺跡で、大半は1遺跡1点の出土にとどまる。特定の遺跡への突出した出土数の偏在は認められず、鋳型や未製品等の出土も皆無であることから、その生産遺跡は含まれないと考えられる。また、複数個体出土した遺跡では、1条の腰帶に付された腰帶具の材質や垂孔の形状は統一されていたと考えるなら、それら各遺跡には複数条の腰帶が持ち込まれていたことになる。金属製腰帶具は14遺跡19点、石製腰帶具は10遺跡10点が出土しており、遺跡数、点数とも金属製腰帶具が多数を占める。絶対数が乏しい現状では、この差にどのような意味があるのかは明らかにし難い。また石製腰帶具では、出土資料すべてに潜り穴が認められ、潜り穴が消滅するとされる第IV期以降の腰帶具（田中2003）は出土していない。具体的な出土資料では、溝や自然河川、包含層等、明らかに後出する遺構等への混入の可能性のある資料を除けば、下川津遺跡SK III 49出土の10世紀前葉が、現在のところ本県における腰帶具の使用下限を具体的に示す確実な出土例となろう。

出土遺構別では、包含層を含む遺構外からの出土が15点と半数以上を占め、次いで溝6点、柱穴と自然河川が各2点、土坑1点、不明3点となる。遺構外出土資料が多いのが特徴であり、埋納や投棄といった人の手を介さずに埋没したものが多かったことを示しているとも考えられるが、個々の遺跡での包含層の形成過程や調査時の遺物の取り上げ方法を検証しなければ、正確な評価は困難であろう。下川津遺跡の土坑出土資料については、詳細な出土状況は不明ながら、祭祀儀礼に関わる遺物の共伴ではなく、意図的な埋納の可能性は低いと考える。同様に溝や自然河川出土資料についても、例えば木製祭祀具との共伴例はなく、前田東・中村遺跡C区SD09出土例では、数点の墨書き器と共に伴するが、詳細な出土

状況は不明で、祭祀行為等に使用されたとは断定できない。柱穴出土資料に、地鎮等の目的をもって埋置した可能性は想定されるものの、他遺跡の地鎮遺構の出土遺物との比較や共伴資料から断定は困難である。本地域において、遺構外出土資料を含め、腰帶具の出土に祭祀行為等の特定の目的をもって人為的に埋納や投棄した痕跡は乏しいと考える。なお、祭祀遺跡として取り上げられている大浦浜遺跡出土資料については、後に検討する。

器種別には、巡方17点、丸柄9点、鉈尾2点、鉸具1点が出土している<sup>(注3)</sup>。巡方と丸柄については、それぞれ金属製と石製のものが出土しているが、鉈尾については金属製のものに限られる。鉸具については、大浦浜遺跡出土の1点以外に、多肥松林遺跡等（香川県教育委員会2017c）で出土が報告されているが、いずれも単独出土で他の腰帶具とセットで出土した資料ではなく、腰帶具の鉸具とは断定できないため、今回の集成からは除外した。

#### 4 腰帶具出土遺跡の性格

秋山浩三氏は、腰帶具が出土した大阪府下の遺跡の性格を、7つの類型に分類し整理された（秋山2002）。以下では、秋山氏の成果を参照しつつ、香川県内出土資料について分析を行うこととした。

秋山氏の分類案は、官衙関連（類型A）、寺院及びその周辺（類型B）、非一般的な集落（類型C）、銅鏡関連遺跡（類型D）、土葬墓や火葬墓等の墳墓関連（類型E・F）、その他（類型G）の7類型に分類されている。そのうち類型D～Fについては、県下での出土は報告されておらず、除外する。

##### 類型A 公（官）的施設からの出土例

まず、郡衙等の公的施設ないしその関連遺跡と考えられる遺跡に、岸の上遺跡がある。正式報告書未刊のため詳細は不明である。これまでに公表された資料（香川県埋蔵文化財センター2016）より、南海道側溝とされる東西走する溝の北側で、東と南を柵列と溝に囲繞された掘立柱建物群とその北側で大型の溝が検出され、溝からは墨書き簡や斎串等の木製品が出土している。大型建物群<sup>(注4)</sup>や規格的な建物配置も認められないが、その後の調査内容や出土遺物より鶴足郡衙の可能性も想定される。本遺跡からは、詳細な出土位置は報告書の刊行を待たねばならないが、石製巡方の破片1点が出土している。

さて、香川県内の郡衙あるいはその可能性が指摘される遺跡は、岸の上遺跡以外に善通寺市稻木北遺跡（香川県教育委員会ほか2008）と、同市生野本町遺跡（香川県教育委員会1993a）がある（佐藤2003）。生野本町遺跡は調査区の関係上、建物の構造は不明ながら、稻木北遺跡では、コ字状に配された、東西棟と考えられる建物1棟、その南に東西棟の5間×3間の側柱建物1棟、東西棟の建物の両脇に南北棟の7間×3間の側柱建物3棟と、柵列を介してその東西両側に各々縦列に配されたと考えられる南北棟の3間×3間の柱建物3棟が検出された。いずれの建物にも庇は伴っておらず、その点は岸の上遺跡で検出された建物とも共通し、後述する類型Cに属する各遺跡の大型建物も庇を伴わない。庇付建物の出現は、後述するように郡衙が衰退したとされる9世紀後半の賀田岡下遺跡SB20や、9世紀後葉～10世紀前葉の前田東・中村遺跡A地区SB01の6間×2間や、下川津遺跡SBⅢ 29の6間×3間を最大とし、いずれも稻木遺跡南北棟建物を凌駕しない点は、庇付建物の不在とも合わせ、郡衙（おそらくは讃岐国府）を頂点とする、明確な規制・序列が存在した可能性が考えられる。この点については、機会があれば再論することとした。

#### 類型B 寺院ないし寺院近接集落からの出土例

本類型に属する遺跡として、寺院出土例に中寺廃寺が、寺院に近接した遺跡での出土例に前田東・中村遺跡と多肥北原西遺跡がある。

中寺廃寺は、讃岐山脈第2の主峰とされる標高約1,042mの大川山の支尾根上に所在する山岳寺院で、郡名寺院の可能性がある。出土遺物より9世紀代の創建後、11世紀代まで存続したと考えられ、仏堂、塔、僧坊、大炊屋跡等の遺構が検出されている。そのうち僧坊と考えられるB地区第3テラスの掘立柱建物西側の斜面部より、石製巡方の破片1点が出土している。周辺からは、8世紀後半～10世紀前半の土器類とともに、軒丸瓦小片や三鉢杵、錫杖の小片が、建物柱穴からは西播磨産の多口瓶が出土した。寺院規模や出土遺物より、建立氏族として郡領層の関与が想定される。

前田東・中村遺跡は、7世紀後半創建とされる宝寿寺の南約200mに所在する集落遺跡で、8世紀後半には大型建物や複数の総柱建物が建てられ、多数の軒瓦を含む瓦類や淨瓶、陶印、東端の自然河川からは舟串等の木製祭祀具等が出土した。8世紀代の総柱建物はいずれも3間四方に限られ、この点で同様に3間四方の総柱建物を規格的に配置した、既述した樅木北遺跡例に共通する。郡領氏族層を含めた寺院の建立氏族（檀越）の居宅や、寺院経営に係る物資の積積スペース等の施設の可能性が想定される。8世紀前半代の大型建物群に隣接する自然河川より細長孔の銅製巡方1点と、9世紀後葉～10世紀前葉の建物群に隣接する溝より大孔の銅製巡方1点がそれぞれ出土した。

多肥北原西遺跡も、平安時代の瓦が出土した多肥廃寺の北約150mに位置する集落遺跡で、本遺跡でも9世紀後葉を前後する時期に大型建物や総柱建物が検出され、多量の瓦類や多口瓶、鉄斧、鉄製鍊錘車、鐵津、輪羽口、砥石等の遺物が出土した。上述した前田東・中村遺跡同様、建立氏族の居宅や寺院経営に関わる工房等の存在が推測される。本遺跡からは、金属製丸柄裏金具1点が出土した。

本類型に属する腰帶具の出土状況の概要是上述の通りであり、基本的に伽藍内部や仏堂周辺等の宗教空間からの出土例は認められない。前田東・中村遺跡と多肥北原西遺跡は、瓦葺の仏堂等が建立された古代寺院に隣接する関連遺跡、中寺廃寺は複数の仏堂や塔を備えた山岳寺院であり、いずれも比較的長期間その経営が維持されており、建立氏族（檀越）である郡領氏族層の活動を実証するものと考える。また、前田東・中村遺跡C区SD09出土例等、出土した腰帶具と遺構との間に大きな時期差が認められ、それは後述する類型の一部の遺跡にも共通することだが、各遺跡における腰帶の入手から埋没までの過程が課題となろう。

#### 類型C 非一般的な集落からの出土例

秋山氏は、本類型に属する遺跡の指標として、「集落内の一画に官衙風配置建物群や方形区画域を包括したり、広範囲かつ長期間にわたって継続するような集落、出土遺物中に当時の高級品類等を含む集落」を挙げられた。概ね秋山氏の指摘に沿い本類型を分類するが、本県では官衙関連遺跡以外で方形区画域は未確認であり、本類型の指標からは現状では外しておく。また、高級品類等の具体例として、三彩等の多彩釉陶器、陶印・銅印・皇朝鏡、陶硯・馬具・木簡等の遺物が出土した遺跡を、本類型に含めることとした。

本類型には下川津遺跡、川津一ノ又遺跡、川津東山田遺跡、西末則遺跡、賀田岡下遺跡、大浦浜遺跡があげられ、森広遺跡は詳細が不明ながら本類型に含まれる可能性がある。

下川津遺跡は、大東川下流の河口付近にかつて位置した集落遺跡である。大型建物群の成立は6世紀

後葉～7世紀前葉に遡るが、規格的に配置された大型建物群の成立は7世紀中葉～後葉に下り、以後8世紀中葉にかけて継続する（佐藤2000）。厳密に左右対称的ではないが、柱筋を概ね揃えた数棟の建物群がほぼ等間隔に列状に配され、完周はしないが溝や柵列により建物群の一部が区画される。大型建物群に近接して、金銅製圭頭把頭や木製馬具、陶硯、「秦人」刻書板、斎車や土馬等の祭祀具が、集落の北端の堅穴建物群周辺では刀子や鉄鎌、鋤・鍬先等の鉄製利器類や木製紡織具等がそれぞれ出土しており、集落の一角に工房等を備えた複合的な性格を有する集落と考えられ、「何らかの公的施設」との評価もみられる（西村1990）。一方、8世紀後葉～9世紀中葉の断絶期を挟んで、9世紀後葉～10世紀には大型建物を含むものの建物配置の規格性は後退する。出土遺物に越州窯系青磁や木製祭祀具等がみられ、建物群からや離れて「郷<sub>(ご)</sub>長」と記された墨書き器がある。上述した7世紀前葉と9世紀後葉を画期とする建物群にみられる配置の変化（規格的な建物群の成立と衰退）は、一般に郡衙等の成立・衰退と連動したものと考えられ、遺跡の経営主体が郡領氏族に連なる官人であった可能性を示唆するものと考える。本遺跡からは、9世紀後葉～10世紀の建物群内の土坑より、越州窯系青磁とともに無孔の石製丸胴1点が出土している。

川津一ノ又遺跡は、上述した下川津遺跡の南約1.8kmの飯野山北麓に所在する集落遺跡である。本遺跡では、7世紀末～10世紀前葉にかけて大型建物を含む集落の経営が継続され、9世紀前葉を典型として、7世紀末以降の建物群に一部規格的な配置を認める。また、本遺跡では、総柱建物の比率が高い点に特徴がある。建物群の南端は大畦畔によって画され、以南には水田域が展開する。建物群と農業生産域が隣接する。遺物には、陶硯や土馬、墨書き器、綠釉陶器等がある。大型建物を含み、長期に継続する点より本類型に分類する。腰帶具は、8世紀後葉の大型建物の柱穴より小孔の金属製巡方の表金具1点、建物群の西約40m離れた調査区の包含層より小孔の金属製巡方の表金具1点、建物群より北に約60m離れた調査区の包含層より石製巡方の小片1点がそれぞれ出土した。石製巡方の垂孔形状は不明だが、厚さ0.71cmを測り、細長孔ないし無孔の可能性が考えられ、II～III（IV）期の腰帶具が搬入されていたと考えられる。

川津東山田遺跡は、上述した一ノ又遺跡の南に隣接し、飯野山北麓の低丘陵上に立地する。古代の遺構としては、溝と小規模な建物数棟が検出されたのみである。溝は、飯野山の落水を集めた灌漑水路で、一ノ又遺跡で検出された水田への給水路の一つと考えられ、一ノ又遺跡と一体の遺跡として評価したい。腰帶具は、包含層出土とされ詳細な時期は不明だが、石製無孔の巡方である。

郡家一里屋遺跡は、丸亀平野中央部に位置する集落遺跡で、郡河郡衙推定地の北約0.8kmに位置する。7世紀中葉の大型建物を含む複数棟の建物群が検出されているが、以後の集落の展開は不明であり、西に隣接する郡家原遺跡へ集落本体は移動した可能性が想定される。郡家原遺跡では、9世紀前葉～中葉の空白期を挟んで、8世紀前葉から10世紀前葉までの建物群が確認され、大型建物は認められないが、9世紀後葉～10世紀前葉のSB17は四面庇を伴う。9世紀後葉～10世紀前葉の溝より、墨書き器や斎車が出土している。また、東へ約800m離れた郡家田代遺跡からは9世紀前半の火葬墓が調査されている。郡家一里屋遺跡では、9～10世紀代は溝を中心とした遺構が検出され、二彩壺、綠釉陶器、墨書き器が出土している。郡家原遺跡や郡家田代遺跡を一連の遺跡とみなして、本類型に含めることしたい。石製丸胴の小片が、中世包含層より出土している。垂孔の形状は不明だが、厚さ0.8cmを測ることから、細長孔ないし無孔の可能性が考えられ、郡家田代遺跡の火葬墓の年代と合致する点は興味深い。

西末則遺跡は、綾川中流北岸の丘陵裾部の小規模な河岸段丘上の平地面に立地する集落遺跡である。

7世紀中葉～10世紀代の掘立柱建物、溝、土坑、火葬墓等の遺構が検出され、陶印、刻印・刻書須恵器、縁釉陶器、水滴、陶硯等の遺物が出土している。建物群には大型建物は含まれないようだが、遺跡が長期に継続することや8世紀中葉の須恵器短頭壺を用いた火葬墓が検出されていること、上述した出土遺物の内容より、本類型に分類する。腰帶具は、9世紀以降の溝より金属製の巡方1点と、13世紀前半の中世屋敷地の区画溝より石製の巡方の小片1点が出土している。金属製の巡方は、報告書に記載はないが、かろうじて垂孔の右下隅のコーナー部が確認され、その形状と0.75cmを測る高さより細長孔の可能性を想定する。同様に石製の巡方も、垂孔の形状は不明だが、0.7cmの厚さより細長孔ないし無孔の可能性が考えられ、いずれもⅢ～Ⅳ期の腰帶具と考えられる。

買田岡下遺跡は、丸亀平野南西部の土器川左岸の平地上に立地する集落遺跡である。9世紀中葉～10世紀中葉にかけての大型建物を含む6棟の建物群が検出されている。建物の重複関係や主軸方向等より、2～3時期の変遷の可能性が想定され、また東西棟の建物が東西に列状に配される点に特徴があるが、調査区の関係上規格的な配置をなすのかは判断できない。また、SB20は南面に庇を伴う側柱建物として復元され、既述したように、本県での庇付建物の初現期の例の一つと考えられる。出土遺物は縁釉陶器がややまとった量出土している。腰帶具は、建物群の北方の包含層より、金属製の細長孔の巡方1点と小孔の丸軸、石製の小孔とみられる巡方が各1点出土した。少なくともⅡ～Ⅲ期の3条の腰帶が遺跡内に持ち込まれていたと考えられ、腰帶の製作時期は上述した建物群の経営期間より先行する。包含層等の出土遺物には、上述した建物群の経営期間より遡る時期のものも出土しており、遺跡の経営期間はより長期に及ぶと考えられるが、腰帶具の所有者と建物群経営者との関係については明らかにし難い。

大浦浜遺跡は、坂出市の北約10kmの瀬戸内海に浮かぶ櫃石島の南東海浜部に所在する製塩遺跡である。南北朝期は備前国鬼島郡に属し（木原ほか1989）、それは古代にも遡及できると考えられている。検出された古代（7～10世紀）の遺構には、少数の土坑・柱穴・溝と小規模な掘立柱1棟があり、3層に分層された包含層が広範囲に形成されていた。出土遺物は、多量の製塩土器や土錘、蛸壺のほか、三彩小壺1、二彩壺・碗各1、縁釉陶器76、皇朝銭9、銅鈴1、刀装具1等がある。腰帶具は、金属製丸軸2、鉄具1が、いずれも包含層より出土した。丸軸の垂孔はいずれも細長孔であるが、両者はサイズが異なり、同一の腰帶に付されていたものとは考え難い。出土遺物を重視して本類型に分類するが、遺跡の性質は製塩遺跡であり、生産遺跡として別類型を設定すべきかもしれない。

大浦浜遺跡から出土した二・三彩陶器や皇朝銭等の遺物は、一般的の集落遺跡から頻出するものではなく<sup>(註5)</sup>、腰帶具を含めて「国家的祭祀」に関係する遺物として理解されてきた（大山1982）。大山眞充氏は、祭祀関係遺物の出土地をA～Cの3地点に分類し、B地点は他の同時期の遺物がなく、三彩小壺のみが単独で出土した地点、C地点は腰帶具や皇朝銭が同時期の多量の土器類とともに包含層より出土した地点であり、両者の出土状況には相違が認められ、「『国家的祭祀』は、三彩の有無で大きく二つに区分して考える」ことができ、後者の祭祀は「製塩や漁撈といった生産にかかわるもの」とされた。しかし、C地点の包含層中の腰帶具や皇朝銭、銅鈴等の出土位置は、いずれも少なくとも数m以上離れて散在し、とくに腰帶具と皇朝銭はそれぞれ分布域を明確に異にしており、両者の結び付きは認めがたい。さらに鉄具の出土位置は、むしろ三彩小壺の出土したB地区に近接している。また、本島の西約28kmに位置する祭祀遺跡として著名な大飛島遺跡（笠岡市教育委員会2010）では、一定数の三彩小壺が完形に近い状態で出土しており、それらは必ずしも祭祀に際して破碎供獻されるものではなかったことを示

している。一方、本遺跡出土資料は小片化しており、両者の相違を改めて考察する必要があろう。大半が小片化した縁軸陶器の出土分布は、古代の製塙土器の出土分布と明瞭に重複し、それが時間と場所を限定した生活残滓の投棄行為によるものであることを示している。B地点の三彩小壺を含めて、祭祀関係遺物が日常の生活残滓あるいは製塙土器とともに投棄された実態は、大飛島遺跡の祭祀関係遺物の出土状況との乖離が大きく、さらに資料を収集して考察する必要を感じる。本遺跡での祭祀行為の存在までは否定しないが、祭祀場所を特定できない以上、祭祀関係遺物とされる資料すべてが、実際に祭祀に使用されたものであるとは断定できない。本遺跡出土の腰帶具は、こうした祭祀の主催者あるいは土器製塙の管理者として官人層の頻繁な渡島を証明する遺物である可能性も残される。腰帶具の祭祀への使用は、大飛島遺跡等、他の祭祀関係遺跡での腰帶具の詳細な出土状況の検討を経て、再度本遺跡の評価を行いたい。

上述したように、本類型においては川津一ノ又遺跡と西末則遺跡、買田岡下遺跡、大浦浜遺跡において複数の腰帶具が出土し、さらに大浦浜遺跡の鉢具は金銅製のものである点が重要である。また、下川津遺跡からは後述のように白玉帯が出土している。遺跡での出土状況は、複数条の腰帶を継続して入手したり、あるいは着用が制限された腰帶具を入手し得る階層に属するか、もしくは腰帶を着用する複数の人々が、各々の遺跡内にそれぞれ所在した可能性が指摘できる。また、下川津遺跡や川津一ノ又遺跡では、大型建物群を中心に郡庁等のいわゆる左右対称で中央に広場が設置された建物配置（山中1994）を採用し、そうした建物配置が郡衙等の成立・衰退と連動していることや、郡家田代遺跡や西末則遺跡における火葬墓の造墓を含め、これら遺跡の経営には郡領氏族層により主導された可能性は高いと考えられる。

山中敏史氏（山中1994）は、郡内には郡衙以外にも複数の政治的な拠点施設を設置し、それらが相互に補完し合い郡全城の統治を行っていたこと、それらの遺跡は、郡庁と考えられる遺跡と比較して、構造的には類似するものの小規模であることを指摘し、郡の出先機関と位置付けた。また、こうした郡衙と離れた出先機関には、それぞれ在地の郡雜任が勤番していたことが明らかにされている（森2003）。こうした類型Cから出土した腰帶具の一部には、郡領氏族層以外にも郡雜任が着用したもののが含まれている可能性が考えられよう。

#### 類型G　その他の遺跡からの出土例

上述した類型A～Cに分類できない出土例であり、飯野・東二瓦窯遺跡出土資料も本類型に含まれる。住屋遺跡は、推定南海道の約200m間に位置する平地部の聚落遺跡で、古川の河口部に近く、陸上交通路と瀬戸内海の海上交通路の結節点に位置するともいえる。11世紀中葉～後半を中心とする掘立柱建物数棟が検出されているが、いずれも部分的な検出にとどまり、建物配置や規模等については明らかにできない。また、8世紀後半～9世紀中葉の遺物が出土する柱穴もあり、より古い建物遺構が所在した可能性がある。金属製鉈尾a'類1点が、自然河川より少量の平瓦等とともに出土している。瓦類は、包含層等からも一定量出土しているが、周辺に古代寺院の所在は知られていない。約1km東に、白鳳期創建とされる白鳥庵寺が所在し、陸上交通路を介して両遺跡が何らかの関係を有していた可能性も考えられる。

国分寺下日名代遺跡は、讃岐国分尼寺の南約3.4kmの丘陵に挟まれた谷部に所在する遺跡で、古代の遺構としては9世紀後葉～10世紀前半の溝があるのみで、遺構は希薄である。また、中世以前の水田

と考えられる遺構もあるが、詳細な時期は特定されていない。遺跡西側の低丘陵上に、当該期の集落が展開していた可能性が想定される、本遺跡からは、無孔の石製巡方1点が陶硯とともに包含層より出土している。

中村遺跡では、古代の遺構は溝しか確認されていない。集落は調査区周辺に展開するものと考えられる。溝からは印面に「貞」字を刻した銅印が出土している。出土遺物の内容からは、類型Cの要件の一部を満たしているが、やはり建物遺構の不在は大きく、今後の周辺の調査に期待したい。腰帶具は、溝より小孔の金属製巡方1点が出土している。

矢ノ塚遺跡では、複数棟の掘立柱建物群が検出されているが、大型建物を欠き、規格的な建物配置も認められない。8世紀後葉～10世紀前葉の遺物が出土しているが、遺物量は限られ、また溝や包含層出土資料が大半を占めるようであり、個々の建物の時期を特定することは困難である。集落の位置付けは困難であり、周辺の調査の進展に期待したい。腰帶具は、無孔の石製丸輪1点が出土しているが、報告書から詳細な出土状況を読み取ることはできない。

西白方瓦谷遺跡は、丸龜平野北西隅の標高約138mの丘陵より北東に延びる舌状丘陵部の傾斜面上に立地し、海岸線まで約200mの臨海部の遺跡である。6世紀後葉～7世紀中葉の複数棟の堅穴建物や掘立柱建物が検出され、以後は少数の土坑やピットが検出されているのみで、集落は断続する。包含層からは、一定量の古代の遺物が出土しており、近接して集落が営まれていた可能性は高い。古代に特定できないが、土鍤や蛸壺等の遺物が出土し、立地からも漁業を生業とする集団の集落であったと考えられる。腰帶具は、金属製鉈尾1点が包含層より出土している。

羽佐島遺跡は、既述した大浦浜遺跡が所在する櫃石島の約2.8km南の羽佐島に所在し、丘陵部の包含層中より須恵器や土師器、綠釉陶器とともに金属製巡方1点が出土した。垂孔は小孔であり、Ⅱ期に位置付けられる。当該期の明確な遺構は皆無であり、また出土遺物も非常に乏しい。島の総面積約0.03km<sup>2</sup>、周囲約1.3kmの大半は岩礁で、近世初期に畑作がなされ、近・現代に人の居住は知られるものの、調査成果から古代に人が居住した可能性は低い。上述した大浦浜遺跡とは異なり、本遺跡での腰帶具の出土は、特殊な事情を想定しなければならないだろう。

以上のように、本類型に属する遺跡については、多様な性格を有する遺跡が含まれ、また腰帶具は1点のみ出土していることと共通する。しかし、西白方瓦谷遺跡での後述する金銅装腰帶具の出土や、中村遺跡での銅印との共存といった点は、本来は類型Cに属する遺跡が本類型に混在している可能性を示唆するものと考える。さらに、本類型に属する遺跡から出土した腰帶具は、Ⅲ～Ⅳ期を中心とし、所有層の拡大期と相關する点も指摘されよう。調査区の制約や後世の遺構の改変等、遺跡の評価の妨げになる要因は多く、やはり実証的な考察には遺跡周辺への調査の進展を待たなければならない点は否定できない。

以上の腰帶具の出土遺跡の分析から、類型A～Cの各遺跡出土の腰帶具は、郡領氏族及び彼ら周辺の官人層（郡雜任等）が着用したものであった可能性が高いと考えられる。類型Gの遺跡についても、一部には郡領氏族層との関連が想定されることが明らかとなった。出土した腰帶具の多くは、以上のように郡領氏族層との関係が想定されるが、本遺跡や国分寺下日名代遺跡、矢ノ塚遺跡等、その接点が見いだせない遺跡も認められる。今後の調査の進展により、改めなければならない点は出てこようが、類型Gの遺跡のなかには、郡領氏族層以下の階層の人々との関連が想定される遺跡が含まれる点を指摘しておきたい。

## 5 県下出土腰帯具の特徴

次に、本県から出土した腰帯具の具体例について検討する。既述したように、本県では21遺跡から28点（大浦浜遺跡の鉈具を除く）の腰帯具が出土している。これを材質と器種により分類し、具体的にそれぞれの特徴についてみていくことにしよう。

まず、金属製腰帯具には、巡方9点、丸柄6点、鉈尾2点が出土している<sup>(註6)</sup>。このうち巡方と丸柄の表金具の垂孔は、大孔1点、小孔6点、細長孔6点があり、小孔と細長孔が多数を占める。脚鉈数は、巡方では前田東・中村遺跡D区SR02出土例の6本以外は、すべて4本とみられる。丸柄はすべて3本で統一されている。この点は、他地域での出土例と概ね共通している。裏金具の垂孔は、多肥北原西遺跡出土例は無孔、川津一ノ又遺跡出土例は小孔の可能性があり、大浦浜遺跡出土例は細長孔である。鉈尾は、a'類で脚鉈数3が1点、c類で脚鉈数2が1点それぞれ出土している。森広遺跡の器種不明の金銅製腰帯具と西白方瓦谷遺跡出土の金銅製鉈尾を除けば、いずれも鳥油腰帯と考えられる。なお、鳥油腰帯には黒漆が塗布されるが、本県出土例に漆が付着した資料はない。

次に石製腰帯具についてみてみよう。石製腰帯具は、巡方7点、丸柄3点が出土している。垂孔の形状は、小孔の可能性のあるもの1点、無孔4点、不明5点であり、小片化して不明のものが一定数あるものの、無孔が多数を占める。装着方法はすべて潜り穴式であり、巡方は4箇所、丸柄は3箇所にほぼ統一されるようだ。研磨類型は、下川津遺跡出土例のみA類の研磨がなされ、その他はBまたはC類であった。研磨類型と面取りの位置、器種等に相関は認められないようだ。石材は、今回の分析ではこれまでサヌカイトや安山岩として報告されたものが、頁岩や粘板岩に改められた点は重要で、石材別には粘板岩や頁岩類7点、深成岩類2点、玉髓1点となる。色調は、粘板岩や頁岩類が黒、深成岩類が灰色地に黒斑、玉髓が透明感のある白色である。黒色の腰帯具は、金属製の鳥油腰帯に塗布された、黒漆の色調を引き継ぐものとされている。玉髓製の丸柄1点を除いて、いずれも雜石腰帯と呼ばれているものに限定される。粘板岩や頁岩は、県内では安定した産地は知られておらず、搬入資料である可能性が高い。この点は、他の石材を含め腰帯具の流通の問題と深く連動するが、在地産以外の腰帯具が多数を占めている現状からは、少なくとも石製腰帯具については、県内の製作の可能性は低いと考えられる。隣国の大分県では、石製腰帯具のほぼすべてが頁岩や粘板岩製と考えられ、南国市西野々遺跡では粘板岩製巡方の未製品の可能性のある遺物が出土している（高知県教育委員会ほか2011）。石材産地周辺での腰帯具の製作の可能性を示唆する資料として重要であり、腰帯具の製作や流通について、新たな視点から追及する必要があろう。

以上のように本県出土の腰帯具は、その大半が鳥油や雜石腰帯と呼ばれるもので、「養老衣服令」において、いわゆる六位以下無位官人庶人に至るまで着用を認められた（高島2002）腰帯具である。無位の官人や庶人が腰帯を所持していたかどうかは疑問ながら、既述したように県内の様々な遺跡から出土していることに文献史料との齟齬は認められない。

一方、森広遺跡出土資料と西白方瓦谷遺跡の金銅製鉈尾については、衣服令集解において「金銀装腰帶」と記されたものに該当する可能性があり、五位以上の官人にのみ着用が許可されていた。同様に下川津遺跡出土の玉髓製丸柄は、研磨類型の点からも（平尾2000）、『日本紀略』延暦十四年（795）十二月丙子条に記された「白玉帶」に該当する可能性が高く、それはさらに三位以上後に四位以上の参議に着用が認められた（川尻1989・高島2002）ものであり、ともに地方の集落遺跡から出土することは通常なら考えられない。金銀装腰帯具と考えられる鍍金された銅製腰帯具は、2002年の集計（奈良文化

財研究所2002）で畿内地域を除いて約70点、同様に「白玉帯」と考えられる白色大理石あるいは石英、玉髓製の腰帶具は約40点の出土がそれぞれ確認できる。畿内以外の腰帶具出土総数約2390点と比較すれば、5%程度と限られたものではあるが、その分布は東北から九州地方まで各地の遺跡から出土しており、さらに翡翠や瑪瑙といったいわゆる玉帯と考えられる腰帶具も各地の遺跡から一定数出土していることが確認できる。地方の集落遺跡において、少数ではあるがそれら限られた階層にのみ着用を認められた腰帶を所有した人々がいたことは確実であろう。

田中広明氏は、こうした金銀装腰帶や白玉帯が地方で出土する背景について、「地方へ下向した五位以上の官人が、在地の者と接触した場合」等の5つの可能性を指摘された（田中2003）。約110点の金銀装腰帶具や白玉帯についての詳細を検討したわけではないが、香川県内出土の2点はいずれもⅢ期の9世紀前半位に位置付けられる。『日本後紀』延暦十五年（796）十二月辛酉条や同弘仁元年（810）九月乙丑条にみえるように、腰帶については度々禁制が発せられ、そのたびに腰帶具は銅製と石製の間を行き来した。それは原料銅の枯渋といった物理的な問題への対応といった要因もあったであろうが、先の弘仁元年条に「雜石腰帶（中略）等、一切禁断者：臣等商量、雜石易<sub>レ</sub>得、造壳多<sub>レ</sub>人、至<sub>レ</sub>于着用<sub>レ</sub>、亦復難<sub>レ</sub>損。銅鈎具者、以<sub>レ</sub>漆塗成、動易<sub>レ</sub>剥落<sub>レ</sub>、今難易各異、價直是同。」とあるように、中央の意思に反した腰帶具の取引が常態化しており、それへの後追いの対応と考えられる。田中氏はこの史料の記述等より、腰帶は官給品ではなく、各官人が自弁で用意するものであり、腰帶具がバーフとして取引されていた可能性を指摘した点は重要であろう（田中2002）。金銀装腰帶や白玉帯も、六位以下無位官人庶人が入手する機会はあったと考えられる。想像を逞しくすれば、郡司候補者であった彼らが、国司の推薦により式部省に赴き、その際に東市の「帯店」（武田2002）で買得した可能性も考えられる。

次に、時期別に腰帶具の出土例をみていくと、第Ⅰ期の資料として、前田東・中村遺跡の大孔の銅製巡方1点と、住屋遺跡のa'類の銅製鉈尾1点がある。僅か2点の資料であるが、出現期の腰帶具が地方の集落遺跡から出土した点は重要であり、両遺跡での郡領氏族層の活動の可能性が想定される。第Ⅱ期の資料には、金属製腰帶具を中心に小孔の垂孔を伴う資料7点がある。腰帶具の出土数は、本期に至り増加し、腰帶具の着用が一定程度普遍化した可能性が考えられる。田中広明氏も、第Ⅱ期での一般集落や堅穴建物からの出土量の増加を指摘し、「国際的軍事緊張の高まり」による制度的な身分秩序の再確認と、官営工房での技術革新による量産化により、「全官人への腰帶の供給、補修を可能にした」ことを指摘する（田中2003）。腰帶の着用が、上述の衣服令等に規定されている以上、その普及は令施行後地方においても急速に進んだと考えられる。本遺跡のように大型建物を伴わないG類型の遺跡からの出土も認められるようになり、腰帶具用層が第Ⅰ期以上に拡大した可能性は高い。しかし一方で、9世紀中葉以降における銅資源の枯渋から、銅製腰帶具は鋳潰され他の製品に転用された可能性もあり、出土数の推移が必ずしも実態を反映していないとも考えられる。金属製腰帶具については、見かけの出土数以上に、普及が進展していた可能性は高いとも考えられる。第Ⅲ・Ⅳ期の資料は一定数が出土しているが、実際の時間幅からみると出土点数は限られる可能性がある。本期に金属製腰帶具の出土数が減少して、石製腰帶具へと材質が交代する点は、先の「臣等商量…亦復難<sub>レ</sub>損」との記述と符号する。また出土数の減少は、石製腰帶具の耐久性からより長期に使用が継続されたことも要因として想定される。

既述したように、本県では10世紀前葉をもって腰帶具の使用は終焉する。本地域の古代火葬墓の検討においても指摘した（蔵本2017）ように、9世紀後半以降には古代的な郡司層は大きく変質し、「解体」する（磐下2013）。腰帶の使用の終焉は、そうした郡司層の動向と概ね連動しており、地域社会における

る腰帯使用層の中心は、郡司層が占めていたと考えられよう。

一方、中村順昭氏は、地方における有位者として、国司や郡司、軍毅とともに、国府や郡の役所、軍團、その他の場所で勤務した外散位の存在を指摘し、9世紀以降には地方における有位者の存在が増大するとされた（中村 2002）。遺跡から出土した腰帶具は、六位以下無位官人庶人に至るまで着用を認められた鳥油腰帯や雜石腰帯を主体とし、前述した類型Gに属する遺跡には、外散位を中心官司機構の末端に勤務する人々に関連した遺跡が含まれる可能性を想定したい。類型Cや類型Gの多くの遺跡から陶器が出土し、何らかの文書を作成する必要がこれら遺跡にあったことは、上述の想定と矛盾しない。郡領氏族層を中心に、9世紀以降には地方行政機構の末端に勤務する人々にまで、腰帯は普及した可能性が想定されよう。

## 6 他地域の様相

最後に、主に香川県を除く中・四国地域から出土した律令期腰帶具について検討を行い、上述した本県出土資料での分析の補完や比較を試みて、まとめとしよう。以下でも、秋山氏の類型区分に従い、各遺跡での出土状況を整理し、若干の考察を加えることとした。

### 類型A 公（官）的施設からの出土例

まず国府周辺からの出土例として、因幡国府跡2点（鳥取県教育委員会 1978）、伯耆国府跡3点（倉吉市教育委員会 1975・同 2008・同 2012）、出雲国府跡1点（島根県教育委員会 2011）、岡山県天神河原遺跡（備前国府関連）3点（岡山県教育委員会 2009）、岡山県金井戸遺跡（備中国府関連）1点（岡山県教育委員会ほか 2007）、美作国府跡1点（津山市教育委員会 1980）、備後国府跡5点（府中市教育委員会 2016）、周防国府跡22点（防府市教育委員会 1981・同 1990・同 1995・同 2002・同 2005・同 2007・同 2012・同 2013・同 2015）、長門国府跡1点（下関市教育委員会 1978）、徳島県觀音寺遺跡（阿波国府関連）12点（徳島県教育委員会ほか 2007 b・同 2008）、愛媛県八町1号遺跡（伊予国府関連）3点（今治市教育委員会 1995・同 1998）がある。郡衙及びその周辺遺跡からの出土資料には、島根県古志本郷遺跡1点（島根県教育委員会ほか 2003）、岡山県平遺跡1点（岡山県教育委員会ほか 1997）、同領家遺跡1点（岡山県教育委員会 1975）、徳島県川原遺跡2点（阿南市文化振興課 2010）等がある。

各遺跡の出土数には大きな多寡が認められるが、国府跡として継続的な調査が実施された周防国府跡等に集中し、一定程度調査頻度（面積）に相關していると考えられる。出土資料の大半は、鳥油腰帯や雜石腰帯であり、複数点出土している遺跡も多く、これら施設における六位以下の国司や郡領氏族、国・郡の雜任に至る多くの官人の存在を直接示しており、遺物の性格を明瞭に反映しているよう。出土地点は、備後国府跡や觀音寺遺跡等の国府周辺での出土が大半を占めており、確実な国府城からの出土は伯耆国府跡に限られるようだ。国府施設が明らかではない国も多く、即断はできないが、出土した腰帶具は国府周辺官衙に勤務する官人等のものである可能性が考えられる。この点は、讃岐国府跡の調査でこれまで腰帶具の出土が確認されないことの参考とはなろう。一方で、周防国府跡から出土した翡翠製とされる巡方や丸鞘（白玉帶）は、9世紀初頭における觀察使の同国府への出向を示しているのかもしれない。

### 類型B 寺院ないし寺院近接集落からの出土例

本類型に属する遺跡には、鳥取県大御堂廐寺より2点（倉吉市教育委員会 2002）、岡山県美作国分寺

跡（津市市教育委員会 1980）、同久米庵寺（岡山県教育委員会 1973・同 1975）、広島県安芸国分寺東方遺跡（財團法人東広島市教育文化振興事業団 1997）、山口県周防国分寺跡（府都市教育委員会 2002）、徳島県阿波國分寺（天羽・一山 1987）、同寺山遺跡（徳島県教育委員会ほか 2007a）、同立善寺跡（藤川 2015）、伊予国分寺跡（今治市教育委員会 2001）よりそれぞれ1点が出土している。各遺跡での出土点数は、1～2点と少数であり、この点は香川県内の寺院遺跡での出土状況と共通する。また、在地の郡領層を含む有力氏族が建立した氏寺と考えられる寺院以外に、美作・安芸・周防・阿波・伊予の各国の国分寺からの出土が注目される。大御堂庵寺と伊予国分寺ではいわゆる金銀装腰帶が出土しており、五位以上の国司等がそれら寺院に直接赴いた可能性も考えられよう。

#### 類型C 非一般的な集落からの出土例

本類型に属する出土例として、鳥取県良田平田遺跡4点（鳥取県教育委員会 2014）、同大柄遺跡3点（鳥取県教育委員会 2017）同博労町遺跡5点（財團法人米子市教育文化事業団 2011）、鳥根県青木遺跡4点（鳥根県教育委員会 2006）、岡山県津寺遺跡3点（岡山県教育委員会ほか 1994・同 1997）、山口県東禪寺・黒山遺跡1点（公益財團法人山口県ひとづくり財團山口県埋蔵文化財センター 2013）、徳島県庄遺跡4点（徳島市立考古資料館 2004・徳島県教育委員会ほか 2005b・端野ほか 2015）、同中庄東遺跡4点（徳島県教育委員会ほか 2005a・三加茂町教育委員会 2005）、愛媛県久枝II遺跡1点（財團法人愛媛県埋蔵文化財調査センター 2005）、高知県下ノ坪遺跡2点（野市町教育委員会 1997・同 2000）等が出土している。調査頻度等の要因にも依るが、多くの遺跡で複数点の腰帶具の出土が確認できる。

良田平田遺跡では、大型建物は確認されていないが、7世紀末～10世紀前半にかけての建物群が検出され、木簡や墨書き土器、陶硯等の文字関連資料が豊富に出土した。漆容器やパレット等の手工業生産に係る遺物もみられ、国・郡の出先機関との評価がなされている。大柄遺跡は9世紀を通じて遺跡が継続し、建物遺構は小規模だが、皇朝銭や木簡、墨書き土器のほか、多量の木製祭祀具が出土している。報告書では天平勝宝八年（756）に成立した東大寺領莊園高庭莊の経営に関する莊所の可能性を指摘する。博労町遺跡では、柵列や溝により方形に区画された内部で、大型建物を含む複数棟の建物遺構が確認された。郷家もしくはその関連施設の可能性が考えられている。青木遺跡でも、礎石建物を含む多数の建物遺構と、石敷の井戸や果実埋納土坑が検出され、建物遺構の一部は神社施設との評価がなされている。多彩釉陶のほか木簡や墨書き土器、陶硯等の文字関連資料、漆付着土器や漆刷毛、紡織具、鍛冶滓等の手工業生産関連遺物、刀装具等の威儀具等、多様な遺物が出土しており、報告者は宗教施設を併設した官衙関連施設との評価をしている。津寺遺跡でも、絶柱の大型建物を含む複数棟の建物が確認され、施釉陶や胞衣壺に埋納された皇朝銭、陶硯等の遺物が出土した。都宇郡衙推定地に隣接することも、本遺跡の性格を考察する上で参考となる。東禪寺・黒山遺跡は、周防銅錢司に隣接する集落遺跡で、大型建物を含む複数棟の建物が検出されている。遺跡の経営期間は銅錢司の操業期間と重複し、本遺跡からも小規模な鋳造遺構が検出されており、何らかの関係を有していたことは間違いない。

中庄東遺跡は、一級河川吉野川の上流部に位置する8～9世紀代を中心とする集落遺跡で、調査区の関係から建物規模を特定できないものが多いが、大型建物を含む可能性が高い。遺物には、皇朝銭や陶硯があり、内陸部の遺跡としては多量の製塙土器の出土が注目される。遺跡周辺は、貞觀二年（860）に三好郡が分置されるまでは美馬郡に属した。美馬の地名については、「良馬を産した」ことに由来するとの説（『重清村郷里見聞録』）もあり、製塙土器の出土は馬匹生産との関連も想定される。久枝II遺

跡は、7世紀後半～8世紀末まで継続する集落遺跡で、大型建物を含む複数棟の建物が検出されている。方形区画にコ字形建物配置を復元し、周敷郡衙の可能性を指摘する意見もある（柴田2005）。しかし、復原案では建物は北面し、規格的な配置の根拠も乏しく、前庭部分は未調査であり、郡衙とするにはやや躊躇を覚える。下ノ坪遺跡は複数棟の大型建物を含む多数の建物が検出され、八稜鏡や陶硯のほか、埴輪や輪羽口、鉄滓等の金属器生産関係遺物、多量の土錘等の漁労具や製塙土器が出土しており、多彩な生業に関わる人々の活動が伺える。物部川河口部に位置し、古代南海道との位置関係より、「郡津あるいは郡司部連氏の私的な津」といった評価もなされている（森2001）。

上述のように、本類型に属する遺跡は、各々の報告書等で国・郡の出先機関、荘所、有力氏族層の居宅、郷家等、多様な評価がなされている。考古資料のみから、遺跡の性格を特定することは困難であり、現状では多様な性格を有する遺跡が本類型に含まれるとする以上の解釈を行うことは適切とは思えない。逆にそのことは、地方の末端行政機構に勤番する多様な階層の官人の存在を想定することにもなる。

#### 類型D 金属器生産遺跡の出土例

類型Dとして金属器生産遺跡での出土資料をいくつか取り上げる。秋山氏は、本類型を「鋳鋼生産と関連をもつ事例」として分類するが、古代においては鋳鋼専業遺跡以外にも、鍛冶構造に付随して「鍛造鉄器製作と共に銅（青銅）小物の製作も行われていた可能性」が指摘されており（大澤・鈴木2017）、以下では鉄器を含む金属器生産遺跡での出土資料を検討する。本類型に分類される遺跡には、類型Cに分類した博労町遺跡や東禅寺・黒山遺跡、下ノ坪遺跡のほか、島根県鹿藏山遺跡（大社町教育委員会2005）、同鉄穴内遺跡（島根県教育委員会ほか2009）同大辻け遺跡（津和野町教育委員会2008）、高知県天神溝田遺跡（高知県教育委員会ほか2014）がある。

博労町遺跡では、多量の流動性の滓、鉄滓、輪が出土しており、製鍊や鍛冶といった鉄生産と鉄器製作を行っていたことが明らかとなった。また、鍛冶関連遺物廃棄土坑から、小片化した鉄製品が出土しており、故鉄を利用したりサイクル鍛冶の可能性が指摘され、鍋・釜類の鉄製資料も出土している。腰帶具は、包含層より銅製巡方2点・同丸柄2点・石製巡方1点が出土した。東禅寺・黒山遺跡では、既述したように小規模な铸造構造が検出され、石製の腰帶具1点が遺構検出時に出土している。下ノ坪遺跡では、包含層より銅製鉈尾1点・石製丸柄1点が出土している。

鹿藏山遺跡では、多数の柱穴は検出されたが、明確な建物遺構は復元されていない。炉壁や銅鋤、銅滓、輪羽口、楕形鍛冶滓等の鉄・銅製品生産関連遺物のほか、多彩陶の多口瓶や火舎、多量の墨書き土器、陶硯が出土している。墨書き土器には「堂」・「社」と書かれたものがあり、出雲大社に近接することから、金属器生産工房や宗教施設を併設した官衙関連遺跡との評価がなされている。腰帶具は、いずれも銅製の巡方2点・丸柄2点・鉈尾2点・飾金具1点が柱穴・井戸・包含層より出土している。

鉄穴内遺跡では、8世紀中葉～9世紀前半の多数の鍛冶炉を伴う鍛冶工房や排滓場等が検出され、総重量1,209kgに及ぶ鍛冶関連遺物が出土した。鉄艇のほか軽轡車、鎌、U字形鉄製品、鍔・鉄の刃先、鎌、刀子、釘等の生産が想定され、官衙付属の公的な鍛冶遺跡として評価されている。腰帶具は鉄製の巡方1点が、9世紀前半に操業していた鍛冶工房より出土している。巡方は表金具と裏金具が銅製の鉄か銅線により留められており、実際に腰帶に取り付けられていたものと思われる。垂孔は細長孔の可能性があり、遺構の年代と矛盾しない。鉄製腰帶具の出土例は乏しく、遺跡の性格からも当該遺跡で製作されたものである可能性は高いと考えたい。

大婦け跡では、古代の遺構には水田と溝があるのみだが、その上面の包含層より、多量の鍛治済や、銅精錬に関わる羽口と銅滓、炉壁片が出土した。腰帶具は、包含層より銅製巡方2点が出土しており、木簡や墨書き器等も出土している。

天神溝田遺跡では、鍛冶炉の痕跡が検出され、多量の椀形滓・鉄滓・輪の羽口が出土した<sup>(37)</sup>。腰帶具は、銅製の巡方と鉄具の鉄板各1点が銷着したものが小ビットより出土している。

上述したように、東禅寺・黒山遺跡を除いて、いずれの遺跡からも金属製腰帶具が出土している点が重要である。つまり、上述した各遺跡において、銅製品の生産の可能性が指摘され、出土した腰帶具の位置付けが課題となる。腰帶具の出土位置は、包含層や小ビットであり、出土状況から直接金属器生産遺構との関係は認められない。また、腰帶具の鑄型も出土しておらず、これらの遺跡で腰帶具が生産されたことを実証することは困難であろう。さらに、例えば天神溝田遺跡出土の2点の腰帶具は、腰帶から取り外された鉄具と巡方のみを小ビットへ埋置した可能性が想定され、鹿藏山遺跡では、鉈尾1点を除いていずれも表金具と裏金具が分離しており、その脚鉈は基部から折損しているものが多く、そのままでは再利用が困難な状態にある。出土した腰帶具が、リサイクル用の故銅として集められたものである可能性は高い。

田中広明氏は、第Ⅰ期には、金属製腰帶具は「宮城内や高級官僚の広大な敷地内、さらに東西市の周辺」で製作され、製品は「専ら市で売買され、特定の需要者から注文を受け製作し供与」しており、第Ⅱ期には、内廷の雑器を製作する「内匠寮」への各省所属工人の編成替により、「一般官人の腰帶は…東西市及び周辺の関わる場」での再生産へと変化し、第Ⅲ期にも、「地方では、銅生産や腰帶の補修が行われることがあつても腰帶を自ら生産した可能性は否定的であり、「地域の有力者が営む私工房」での「腰帶のようないくつかの需要が限定される製品は、採算が合わず調査まなかつた」と、一貫して地方での銅製腰帶具の生産に否定的である。また、出土した腰帶具には高い規格性が認められ、特定の場所での集中生産という解釈には一定の合理性は認める

しかし、全国から出土する膨大な腰帶具のすべてを、平城京周辺の官・私営工房の製品で賄っていたのかはなお疑問とせざるを得ない。平城京周辺においても、現在までに確実な腰帶具の鑄型は出土しておらず、現状では文書史料と考古学的資料からの解釈の域を出ない。また、平城京内で出土した養錢木簡の分析等から、地方においては郡司富豪層による莫大な銭貨の蓄積が明らかにされており（山本2017）、原料と技術は準備され、金属製腰帶具製作の条件は地方においても整っていたとも考えられる。今回の本遺跡出土腰帶具の理化学的な分析により、原料銅が国内産であることが判明した事実からは、平城京周辺で製作されたものである可能性もあるが、銭貨を含む他の銅製品を鑄造して、地方において製作されたものである可能性も否定はできない。また、上述したように鉄穴内遺跡より出土した鉄製巡方は、鉄製という特殊な事例ではあるものの、遺跡内で製作されたものである可能性を指摘した。平城京周辺での金属製腰帶具製作の可能性は否定しないが、地方においても今後は上述した金属器生産遺跡を中心に、その可能性について再検討を進める必要性があろう。

次に、石製腰帶具についても製作地について検討を加えることとしよう。石製腰帶具の未製品もしくはその可能性のある製品は、既述した高知県西野々遺跡のほかに、鳥根県才ノ崎遺跡（鳥根県教育委員会ほか1983）から出土している。いずれの遺跡においても、腰帶具製作に関わる各種工具類や、製作に伴い生じた剥片類は出土しておらず、出土遺跡内で腰帶が製作された根拠には乏しい。

さて、西野々遺跡出土の巡方の未製品の石材は頁岩とみられ、断面はやや膨らみを有し、厚さ120cm

の蒲鉾形を呈する。巡方としてはやや厚く、さらに研磨により薄く仕上げられたと考えられる。各面はC段階程度（平尾 2000）に弱く研磨が施され、各側面には石鋸痕が残存し、裏面は打ち欠きによるとみられる凹凸が残されている。おそらく、頁岩の薄く板状に剥離する性質を生かして素材を剥ぎ取り、適当な大きさに石鋸で切り整えたと考えられる。同様に、裏面に凹凸が残された製品は、高知県下ノ坪遺跡出土の丸鞘例があり、また高知県内から出土する石製腰帶具は頁岩とみられる石材が多用されることからも、高知県内で頁岩を利用した腰帶具が製作されていた可能性は高いと考える。また、隣接する徳島県でも頁岩や粘板岩製とみられる腰帶具 11 点が出土しており、愛媛県出土の石製腰帶具のうち、サヌカイトや安山岩製として報告されたものには、今回本県出土資料の分析結果と同様に頁岩や粘板岩製のものが含まれる可能性もある。このように頁岩や粘板岩製の腰帶具は高知県を中心に四国地域で多く出土しているものの、島根県や鳥取県の日本海側の地域では数点の出土にとどまる。こうした石材产地と連動した腰帶具分布の偏在性や、点数は限られるものの未製品の出土例があることを踏まえるなら、地方において石製腰帶具が製作されていた可能性も皆無ではないと考えられる。

#### 類型E 土葬墓の出土例

本類型に属する遺跡としては、山口県見島ジーコンボ古墳群（山口県教育委員会 1964・同 1983）、島根県大庭西遺跡2号墳（隠岐の島町教育委員会 2006）、岡山県横見1号墳（岡山県教育委員会 1977）がある<sup>(28)</sup>。

見島ジーコンボ古墳群は、本州より約46km離れた日本海上の孤島に位置し、島南東部の海浜部に180基以上の横穴式石室等を埋葬施設とする積石塚墳が構築されている。現在までに25基前後の古墳が調査され、そのうち腰帶具が出土したのは4基程度の古墳に限られるようだ。完帶の腰帶具が出土した古墳は1基（昭和8年調査不明墳）のみで、その他の古墳からは、例えば第56号墳では初葬時の床面から石製の鉈尾1、同巡方2点・同丸鞘5点が出土しており、追葬時の攪乱等の可能性はあるものの完帶副葬ではない。また、第1号墳ではいずれも銅製の鉈具（大）1点・同（小）1点・巡方（大）4点・同（小）2点・丸鞘（大）4点・同（小）2点が副葬され、大型品と小型品の2条の腰帶が副葬されていた。副葬位置は、1箇所にまとまらずに石室内に散乱した状態で出土しており、追葬か盗掘等により移動した可能性が考えられる。なお、昭和57年度調査により、玄室幅と天井高の高い石室に腰帶具や鍍金された刀装具が副葬される傾向にあることが指摘され、本古墳群における腰帶具副葬の有無は、階層性を反映している可能性が指摘されている。

島根県大庭西遺跡2号墳の出土資料は、6世紀後半代の横穴式石室を再利用した土葬墓で、8世紀代の須恵器の副葬位置等より、木棺墓の可能性が考えられる。腰帶具の詳細な出土状況は不明なため、着裝した状態で埋葬されたのか、遺体とは別に置かれたのかは判断できない。腰帶具はいずれも銅製の鉈具1点、巡方4点、丸鞘3点、鉈尾1点が出土した。鉈具を除いて大きく損壊しており、本来装飾具はさらに数があったものと考えられ、完帶副葬の可能性がある。また黒漆が残存するものもあり、烏油腰帶と考えられる。垂孔はいずれも大孔であり、副葬された須恵器の時期と一致する。

岡山県横見1号墳も、同様に6世紀後葉の横穴式石室を再利用した土葬墓とみられる。腰帶具は、玄室奥壁付近の床面より30cm程度上位より、無孔の石製巡方1点が出土している。周辺で焼土や炭化物等が出土していないこと、腰帶具とはほぼ同レベルで鉄釘が出土していることから、木棺墓の可能性が考えられる。中世段階にも埋葬が行われているが、それはさらに玄室内が埋没して後のことであり、古代

の埋葬には攪乱を被っていない可能性が考えられる。報告者も述べるように、石帶1点のみを象徴的に副葬したのであろう。同様に腰帶具1点のみを副葬した土葬墓には、京都府芝山遺跡古墓（財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1999）や奈良県平吉古墓（奈良国立文化財研究所 1978）、福岡県柿原古墳群D地区7号墳（福岡県教育委員会 1990）等があり、長野県安塚8号墳（松本市教育委員会 1979）や静岡県一色D・3号墳、大分県下郡遺跡群F地区木棺墓（以上、奈良文化財研究所 2002）もその可能性がある。列島各地に同様な副葬例が認められ、古代において腰帶具1点のみを副葬する習俗が、広く共有されていたことを示している。

#### 類型F 火葬墓の出土例

検討地域において、確実に火葬墓から腰帶具が出土した遺跡は現在までのところ確認されていないようだ。火葬に関係する火化遺構（茶毬所）での出土例はいくつかみられるので、それについて検討する。

鳥根県波来浜遺跡（江津市教育委員会 1973）は、標高15m程の砂丘陵上に立地し、2基の火葬に伴う遺構が検出され、そのうちの1基（第1号墓）から腰帶具が出土している。第1号墓は、径0.55～0.73mの不整形な楕円形の土坑に、炭層が充填されており、石製巡方1点と丸軸4点、土器2点が出土した。腰帶具はいずれも被熱しており、報告書では火葬による土壙墓としているが、棺構造は不明であり、火葬灰埋納土坑（小林 1992）である可能性が高い。なお、詳細は不明だが、隣接する第2号墓が茶毬所であった可能性も考えられる。

広島県権地古墓（広島市教育委員会 1984）では、丘陵斜面を削り平坦面を造成し、その平坦面上の広範囲に黒色土（炭層）の堆積が確認され<sup>(39)</sup>、炭層内より石製腰帶具7点（細長孔の巡方1点・同丸軸6点）がまとまって出土している。うち2点は隣接する小ピットから出土しており、報告書では小ピット内に桶状の木製骨蔵器を安置し、遺物を含んだ黒色土により埋め戻した可能性を指摘する。平坦面上の堆積層の詳細は明らかではなく、骨蔵器の存在についても記載から断定することは困難であろう。腰帶具はいずれも被熱しており、遺体とともに茶毬に付されたのは間違いない。報告書に炭層下の地山面の被熱の有無についての記載はないが、骨蔵器が明確ではない点、茶毬所からわざわざ多量の黒色土を持ち運んでくることも考え難いことから、本遺構については火化遺構の可能性が高いのではないかと考える。小ピットは、火葬灰埋納土坑の可能性も考えられるが、腰帶具の大半は小ピット外にあり、断定は困難である。

鳥根県高広遺跡4号横穴墓（鳥根県教育委員会 1984）では、床面より約0.6m上位に水平に堆積した焼土層があり、平安時代の土師器杯1点が出土した。腰帶具は、漢門部付近で銅製丸軸1点が出土している。焼土層と腰帶具の出土位置はやや離れているが、出土土器から同時期のものと考えられる。火葬骨の有無は不明だが、明確な骨蔵器は出土していないことから、焼土層は火化遺構に伴う可能性を想定したい。

上述のように、調査件数は乏しいが本地域においても火化遺構及び火葬灰埋納土坑と考えられる遺構から、腰帶具が出土していることが確認できた。遺跡により出土した腰帶具の個数は異なり、秋山氏も指摘するように、一定数は茶毬所において副葬されずに放置されたことは間違いない。畿内地域の火葬墓と同様な手続きを経て、茶毬や埋葬がなされていたと考えられ、それは中央の葬制を模倣することにより地方に導入した経緯を強く示すもの（歳本 2017）でもある。また、多くの火葬墓で、腰帶具の副葬が認められないのは、火葬骨のみを拾って骨蔵器に収め、腰帶具はそのまま茶毬所に遺棄された可

能性も考えられる。一度火を受けた腰帯具は、たとえ再利用が可能な状態にあったとしても廃棄されるべきものであり、それは古代の人々の死に対する意識、穢れへの忌避の觀念を強烈に示していよう。一方、秋山氏は火葬墓からの腰帯具の出土は、「はからず火葬骨に混ざって納置されたにすぎない」として、土葬墓と火葬墓とで腰帯具の取り扱いに差異が認められることが指摘する。しかし、火葬墓からの出土例においても、例えば奈良県久安寺モッテン火葬墓SX01（奈良県立橿原考古学研究所1995）では、石製腰帯具10点の副葬が確認され、氏が指摘するような無意識的に混入したものとは考えられない。火葬墓における副葬腰帯具の多寡は、地域や時代、階層、習俗、出自等の様々な要因により決定されていた可能性を指摘したい。

既述したように、天皇等の葬儀の記録から、死装束には日常衣が用いられていたとされ、それは上述した土葬墓や火葬墓での腰帯具の出土から、地方の官人層においても同様であった可能性は高い。つまり、死者にとっての腰帶は、日常着用した衣類の一部であり、その点でそれを副葬することに、呪術性や政治性等の意味を認めることはできないであろう。土葬墓の場合は完帶での副葬が通常であり、火葬墓の場合は着衣を纏う状態ではなく、とくに副葬する必然性になかったと考えられる。しかし、それでも土葬墓において1点のみを副葬し、火葬墓において数点を副葬する例が認められることは、その副葬行為にははっきりとした目的性が認められ、やはりそれは腰帯具に身分表象としての觀念を古代の人々が広く共有していたことを示しているものと考えたい。

以上、香川県下出土資料を中心に、中・四国地域出土の腰帯具について、検討を試みてきた。畿内地域のように、突出した内容を有する遺跡は認められない点では共通するものの、各地域で多様な側面があることも明らかになったと考える。つまり、多様な場において腰帯具は出土しており、それは腰帯具の有する多面性を存分に表現していると考える。小稿では、専ら腰帯具の遺跡でのあり方を分析対象に、着用階層の抽出や地域性について論を展開してきた。今後は腰帯具個々の分析や生産や流通等、積み残した課題について稿を改め検討を深めることとしたい。

### 第3節 飯野・東二瓦礫遺跡の中世建物群について—中世方形区画建物群成立の背景—

#### 1 はじめに

本章第1節において整理したように、本遺跡からは13世紀代の建物群が複数箇所で確認された。さらに1次調査区においても中世の建物群が検出されており、以下では1次調査区の遺構を含めて、本遺跡の中世集落の位置付けについて検討することとしたい。なお、以下では、一定の範囲に1棟以上の建物が時間的・空間的なまとまりをもって分布する状態を建物群とし、建物群の周間に配され、建物群の範囲を区切る溝等を区画施設、建物群のなかでとくに区画施設に囲繞されたものを、区画施設を含めて屋敷地と、それぞれ呼称する。また、既述したように、本遺跡では12世紀前葉に条里型地割の施工の可能性が想定され、以後建物や区画施設は、地割の方向に規制され配置されている。

#### 2 1次調査区の中世遺構

1次調査区の中世の遺構については、掘立柱建物9（SB01～09）、土坑2（SK01・SK02）、溝6（SD01・

02・07・14・17・18・23・29 等が報告されている。このうち掘立柱建物は、建物群A（SB01～05）、建物群B（SB06）、建物群C（SB07～09）の大きく3箇所に分散する（第68図）。復元された建物は、庇や床束を伴う建物を含むものの、いずれも床面積30m<sup>2</sup>以下と小規模である。建物群Bは1棟しか復元されていないが、それ以外に建物を構成しない柱穴が少數認められることから、複数の建物が存在した可能性があり建物群として扱う。

まず、建物群Aは周間に方形区画溝（SD02・07・14）を伴う建物群で、5棟の建物が復元されている。区画溝は南北と東の3方にコの字形に配され、西は段丘崖で画されていたと考えられ、第68図で示されるように坪内の南西隅500m<sup>2</sup>程度を区画する小規模な屋敷地と考えられる。溝から出土した土器は、14世紀中葉～15世紀前葉の資料が主体を占め、14世紀前葉以前の資料を少量認める。溝には、埋土からは判断できないが、改修あるいは長期使用による浸食とみられる状況が認められ、出土遺物より14世紀前葉に開削され15世紀前葉まで継続して利用された可能性を想定したい。区画溝内部に配された土坑（SK01・02）は、14世紀中葉～15世紀前葉に位置付けられ、区画溝機能時にそれぞれ開削・埋没したものと考えられる。また建物群も、SB05を除いて区画内部に整然と配され、出土遺物の点からも、区画溝の時期幅の中で頻繁に建て替えられたものと考えられる。建物を構成しない柱穴は数多く、さらに多くの建物が区画内部に建てられていたと考えられる。SB05は、報告書の記述より、区画溝より後出する建物と考えられ、区画溝発掘後も短期間に建物群が維持された可能性が考えられる。

建物群BはSB06のみが復元された。出土遺物が乏しく、詳細な時期を特定することは困難だが、十瓶山周辺窯須恵器碗が出土していること、14世紀に位置付けられる遺物が出土していないことから、13世紀後葉以前の建物の可能性を考える。SB06の東には、SB06が所在する坪を東西に二分する位置に配された南北溝SD17・18が所在する。SD17・18からは、13世紀後葉を下限とする遺物が出土しており、ほぼ同時期に並存していた可能性が想定される。しかし、SB06以外に柱穴は乏しく、建物の南側には柱穴が存在しない空間が広がること、建物群の西側に同時期の溝が認められないこと等より、坪内部を分割する施設の存在としては評価し得ても、建物群の区画溝として位置付けることは困難であろう。

建物群Cは、SB07とSB08・09の間に柵列を伴う建物群で、柵列を境に東西2群に細分される可能性がある。しかし、柵列は南北約13mを検出したに留まり、両建物群を区画するものではない。遺物が出土していないSB07を除いて、12世紀前半～中葉前後に位置付けられ、本遺跡で最も先行する建物群である。

さて、本建物群の東にはSD23が配される。SD23は、「現有水路直下で検出され…東二字瓦砾と東二字神谷の境界にあたる」と報告書で指摘され、第2章で既述したように鶴足郡五条と六条の界条ラインに合致する。出土遺物より、13世紀後葉を前後する時期に機能していた可能性が考えられる。このSD23の東には、ほぼ同一方向に配されたSD29が所在する。SD29は、報告書ではSD21より後出するものの「ほぼ同じ時期と考える」とあるのみで、明確な時期は示されていない。SD21は、第3章に既述したようにSD2003の延長に位置し、一連の遺構の可能性が高い。つまり、SD29はSD2003より後出し、その開削時期は13世紀後半以降の比較的近接した時期と考えられ、SD23が廃された後、やや東に界条溝SD29が新たに改修されたとして大過ないだろう。SD29は、検出面幅約3m、残存深約1.3mを測る大型水路であり、その規模は東西方向の坪界溝であるSD2015とはほぼ等しい。おそらくは13世紀末～14世紀前葉に大型水路として、遺跡周辺の条里溝が改修・再整備された可能性が考えられる。



第68図 遺跡周辺の条里型地割

この点で、SD01についても触れておきたい。SD01は1次調査区東端付近に位置し、遺物は出土していないものの埋土より「中世」の可能性が報告書に示されている東西溝である。その位置は第68図に示したように、やや北に偏るもの SD2015より1町北に配された坪界溝としてよいだろう。氾濫原面で検出したため残存深約0.3mと浅いが、検出面幅は約29mと、SD29やSD2015と遜色なく、想定される段丘面上での掘削深度から、SD29と並存する可能性は高い。さらにSD29の開削が、建物群Aの成立と相前後することからすれば、SD2015を含めた既存の灌漑用水網の大規模な改修と、区画施設を伴う建物群の出現という相互に直接関連が想定できない現象にも、何らかの要因が働いていた可能性も考えられよう。

SD01の西端は氾濫原面まで続いていることから、段丘面上の余水を氾濫原面へ排水する機能を有していたことは間違いない。さらにSD01より北へSD29が延びていることからすれば、段丘面上の用水を単純にSD01により氾濫原面へ排水していたのではなく、SD29との合流部で水量の調整がなされ、不必要な用水のみがSD01を介して氾濫原面へと排水されていた、複雑な用水利用に対応可能な細やかな利水システムが装備されていた可能性が想定される。

またSD2015は、そのまま東に飯野山の丘陵が延びており、その位置に一定の規模を有する溝を開削していることから、飯野山とSD2015との間に南北方向の溝が開削されていたことが予想される。そしてそれは、第2章に既述した灌漑用水路としての赤山川に他ならない。当時の赤山川の水路が具体的にどのようなものであったのかは不明だが、それ以前の条里型地割を援用し、大規模でかつシステム的な灌漑水路網の整備が、14世紀に成立した可能性を想定したい。

### 3 中世飯野・東二瓦礫遺跡の変遷

以上の検討により、1次調査区の遺構の大まかな変遷について整理することができた。以下では、今回の発掘調査の成果を含めて、本遺跡の中世遺構の変遷について整理しよう。

本遺跡で建物群が出現するのは、12世紀前半～中葉の建物群Cにおいてである。3棟の掘立柱建物が復元されるが、柱穴数は乏しく、多くの建物が所在した可能性は乏しい。また、明確な区画施設を欠き、建物の重複も乏しく、短期間で廃絶したと考えられる。建物群はいずれも条里型地割に合致して配されており、遅くとも当該時期には遺跡周辺において地割の造成がなされていたと考えられる。

12世紀後半～13世紀初頭の断絶期間を経て、建物群D・Eが13世紀中葉前後に成立する。その断絶期に、時期を明らかにできない建物群Fが位置付けられる可能性もあるが、なお空白期は残るだろう。調査区外に、当該期の建物群が所在する可能性は十分に想定される。建物群Eでは、柱穴を検出したのみで建物の復元には至らなかったが、いずれも数棟程度の建物で構成されていたとみられ、また区画施設の欠落や短期間での廃絶といった特徴も、建物群Cより継続する。なお、建物群Eの西側に位置するSX2003は、13世紀から14世紀にかけて段丘崖の東縁部が埋没した遺構として第3章に報告した。しかし、本遺構の調査記録は、遺構の性格を明確にできるものではなく、段丘崖を埋め戻した人為的な造成地の可能性も想定される。とすれば、建物群Eに隣接して、別の建物群が所在した可能性も考えられる。

続いて建物群Bが、13世紀後葉に成立する。調査区北辺に1棟の建物が復元されたのみであり、重複する建物もなく、区画施設の欠落等の特徴も本建物群にも継続する。等質的な内容を有する建物群が、おそらく1世代か2世代程度の短期間で場所を移して相次いで成立している様子が本建物群まで継続して見受けられる。

こうした状況が大きく変わるのが、建物群Aの成立である。建物群Aでは、20 m強四方と小規模ながらも区画施設を有し、4棟以上の建物が、14世紀前葉～15世紀前葉と長期にわたり、場所を占有して建て替えられ継続する。個々の建物は、依然床面積30m<sup>2</sup>以下と小規模だが、密集性と継続性において、建物群Bまでの段階とは明らかに異なる内容を有する。しかしながら、出土遺物は中国製磁器類のほか、備前や龟山、東播系といった近接地の搬入資料が少量出土している程度であり、無区画型建物群との間に明確な格差を認めるることはできないようだ。こうした建物群が区画施設を伴って出現すること、さらには同時期に上述した大規模灌漑網の再整備がなされることを、本地域の大きな画期として評価することができよう。

#### 4 周辺遺跡の様相 一区画型建物群と無区画型建物群

上述のように、飯野・東二瓦礫遺跡の中世構造について、建物群の変遷を中心に論じてきた。その中で、建物群の内容について大きく二分されることが明らかとなった。つまり、1棟～数棟の中・小規模建物群で構成され、各建物の重複は乏しく、1～2世程度継続して短期に廃絶し、周囲に溝等による区画施設を伴わないものと、多数の柱穴が密集して複数棟の建物が同時並存し、1世程度の比較的長期間継続して場所を占有し、周囲に溝等による区画施設を伴うものである。前者を無区画型建物群、後者を区画型建物群と呼称して、以下若干の検討を行うこととした。

既述したように、本遺跡は古代の鵜足郡二村郷内に所在する。中世には、郷内に莊園が設定され、支配関係は公領と莊園に二分される。開発領主貞光の所領は、公領と莊園の双方に散在するなど支配関係は錯綜するが、古代の郷から継続する地域的な一定のまとまりは、中世後半までは維持されたとみられる。

中世二村郷・庄内における、遺跡の調査例は極めて乏しい。土器川西岸地域の豊富な文献史料から復元された地域の開発の歴史を、考古資料から実証的に迫ることは現状では制約が大きい。その中で、川西北・原遺跡で調査された2基の中世墳墓に関係する遺構（香川県教育委員会ほか2000b）が注目される。それは、幅約1.1～1.8m、深さ約0.1～0.5mの周溝で区画された辺5.20m(ST02)と同6.10m(ST01)の陸橋を伴う2基の方形区画であり、火葬塚の可能性が想定される（歳本2017）。ST01は12世紀前半、ST02は13世紀前葉のそれぞれ築造とされ、ST01は12世紀後半以降にも継続使用された可能性がある。つまり、12世紀前半から13世紀前葉まで、断続的に火葬に付された人々が遺跡周辺に居住していたと考えられ、安定して地域経営に従事した有力階層の存在が想定される。長期に安定して火葬墓を営むことができた階層の拠点施設として、上述した区画型建物群を想定することが可能かもしれない。今後の遺跡周辺の調査に期待したい。

北岸南遺跡（香川県教育委員会2017a）は、飯野山南麓の旧鵜足郡坂本郷の大東川と土器川に挟まれた段丘面上に位置する。床面積約53m<sup>2</sup>の大型建物と、同約17m<sup>2</sup>と小規模だが四面庇となる建物、床面積約13m<sup>2</sup>の3棟で構成される建物群と、床面積20～24m<sup>2</sup>の小規模建物2棟で構成される建物群の2つの建物群が検出された。前者は12世紀前半代を中心とし、後者は12世紀後半～13世紀前葉の建物群である。調査区が限られ断定は困難だが、調査区内に明確な区画施設は認められず、無区画型建物群と考えられる。

川津川西遺跡（香川県教育委員会ほか1999b・香川県教育委員会ほか2000a）は、旧鵜足郡川津郷の大東川西岸に位置する。調査区の関係で、西辺の区画溝は検出されず、また東辺は本遺跡と同様に大東

川の完新世段丘崖によって画される区画型建物群である。区画の規模は、南北約100m、東西約50mと大きく、区画内部はさらに中・小の区画溝により数ブロックに細分される。また、西約90mの位置に、無区画型建物群が一時期並存する。区画型建物群は、14世紀前葉から15世紀初頭にかけて経営され、内部には主屋とみられる床面積約50m<sup>2</sup>の大型建物を認める。出土遺物には、碗・皿を主体とした輸入磁器類や、備前・東播・亀山の貯蔵・調理器類、瀬戸天目碗や畿内産とみられる瓦器羽釜等、隣接地域や遠隔地からの搬入資料も少量ながら出土している。

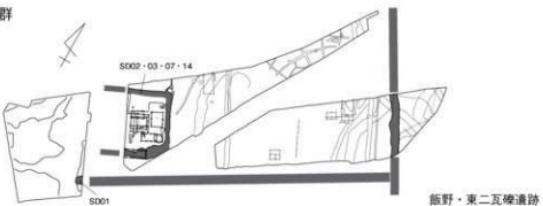
川津六反地遺跡（香川県教育委員会 2014a）も、旧鶴足郡川津郷の大東川東岸の段丘面上に位置する。西辺を条里溝（SD213）、東辺を溝（SD227・228）によって、それぞれ区画された東西長約50mの区画型建物群と考えられる。区画溝からは、12世紀後半～13世紀前葉の遺物が出土している。また、東辺溝の東側には規模が近似する溝SD230・231が配されており、13世紀中葉前後の遺物が出土していることから、区画を東にやや拡げて改修された可能性が考えられる。南北の区画溝は調査区外にあるとみられ、正確な区画の規模は不明だが、南北長30m以上の規模を有する。東辺溝の東側にも建物群が所在し、東辺溝の約50m東の調査区外に、条里溝が南北走ることが予想され、上述した東辺溝（SD227・228・230・231）は、実は東西幅約100mの区画を東西に2分する区画溝である可能性も考えられる。各々の区画には、主屋とみられる建物（SB211、SB219）が配され、等質的な内容を有してかつ相対的に独立していた可能性が考えられ、区画溝（SD227・228・230・231）を介して東西に2つの区画型建物群が連接していたものと考えたい。さらに西側には無区画型建物群が並存する。こうした複数の区画型建物群が連接して一つの建物群を構成するものを、連接区画型建物群と呼称しよう。一方、飯野・東二瓦礫遺跡や上述した川津川西遺跡のような、区画内部に中・小の溝等による区画は認めるものの、各区画間に等質性や独立性は認められず、外周区画溝内部が一つの単位として判断されるものを、単独区画型建物群と呼称して以下区別したい。

東坂元秋常遺跡は、飯野山南東麓の旧鶴足郡坂本郷の大東川西岸の段丘面上に位置する。1次調査区（香川県教育委員会 2008）で検出された中世建物群は、飯野山より南東に張り出した低丘陵部上に営まれていた。後世の削平を顯著に被っており、南北の区画溝（SD07・08・SX03、SD24・25・SR01）と丘陵裾の低地部に配置された掘立柱建物2棟が確認されたにとどまる。南北長約100mの規模を有する区画型建物群と考えられ、区画内部は飯野山から下る小規模な谷地形により、さらに3小区画に細分されていたようであり、連接区画型建物群の可能性が考えられる。区画内部の構造は、削平のため明らかにはできないが、概ね13世紀後半～14世紀前半の経営期間が推定される。出土遺物には、備前や亀山、東播系の隣接地の搬入資料以外に、少量だが楠葉型瓦器碗や瀬戸・美濃の瓶子・天目碗、常滑焼、中国産磁器類が出土している。また、南に隣接する2次調査区でも、13世紀前葉～後半の区画型建物群が調査されているようである（香川県教育委員会 2012a）。

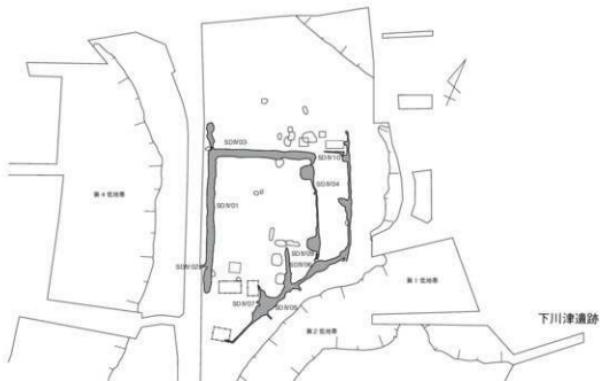
下川津遺跡（香川県教育委員会ほか 1990）も、旧鶴足郡川津郷の大東川西岸の段丘面上に位置する。第1微高地南縁部で調査された建物群は、建物群（ほぼ全域が調査された稀有な例）である。四辺を区画溝で開発し、南西隅が陸橋状を呈して区画内部への通路となる。また、南辺区画溝は旧地形に大きく制約され矩形とならず、東西約50m、南北35～65mの単独区画型建物群が復元される。建物群の時期は15世紀後半～16世紀前葉に位置付けられ、本地域では現状で最も後出する区画型建物群である。

上述した遺跡のほか旧鶴足郡内では、川津中塚遺跡（香川県教育委員会ほか 1994）で12世紀後半～13世紀前半代の、川津一ノ又遺跡（香川県教育委員会ほか 1997a・同 1997b・同 1998）で12世紀末～

## 単独区画型建物群

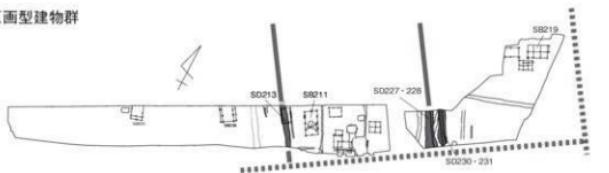


飯野・東二瓦棟遺跡



下川津遺跡

## 連接区画型建物群



川津六反地遺跡



東山崎・水田遺跡

0  
100m  
(1/1,500)

第69図 区画型建物群の諸例

13世紀前半代のそれぞれ建物群が調査されているが、区画溝の配置等今一つ明確ではなく、今後の検討課題としておきたい。

ここで注目しておきたい点は、上述した東坂元秋常遺跡に隣接して開削された、上井用水についてである。上井用水は、第2章に既述したように、古代に開削された東坂元秋常遺跡A・B地区 SD01～03を嚆矢とし、以後改修を重ねながら現在にまで維持されてきた大型幹線水路であり、下流の西又用水に接続して、川津地区的灌漑に利用されている。東坂元秋常遺跡の調査では、古代期の水路はあるが、改修等の土木工事がなされていたことが明らかとなっている。中世においても同遺跡を拠点とする集団が、本用水の維持・管理の一端を担うことにより、その用益権を獲得し、下流の川津一ノ又遺跡の集団とともに、各々が属する地域の開発を主導していた可能性が考えられる。つまり、上述した各建物群を拠点とする集団は、各々相互に独立して無関係に存在していたのではなく、郷を越えた異なる区画型建物群を拠点とする集団にあっても、灌漑用水等を介して相互に有機的な関係を有し、地域開発に臨んでいた可能性が想定されるのである。そうした関係性は、例えば用水の用益権が前面に押し出された場合に、相互に一定の緊張関係を強いるものであったであろうが、各集団が閉鎖的・孤立的に存在していたわけではないことは確かであり、そうした地縁的な関係性以外にも、多様な関係性の中で各建物群が存在していたことを確認しておきたい。

以上、旧鶴足郡内を中心に中世の建物群について整理を行った。本地域では、①区画型建物群は遅くとも12世紀末には出現しており、さらに12世紀前半に遡る可能性があること、②13世紀には区画型建物群が隣接して構築された連接区画型建物群が出現し、単独区画型建物群と並存すること、③床面積50m<sup>2</sup>以上の大型建物は無区画型建物群と区画型建物群双方にあり、とくに13世紀以前にあっては、区画の有無が必ずしも階層差を示すものではない可能性があること、④しかしながら区画型建物群における区画内部の規模は、出土する非自給物資の所有において、一定の階層差を反映している可能性のあること、⑤こうした区画の有無や規模の異なる様々な内容を有する建物群が、同じ郡や郷内の限定されたエリアにおいて、同時期に共存していること、⑥各建物群は、隣接する建物群間だけではなく、異なる郷に属する建物群間においても、例えば一連の用水路の用益権を共有する等により相互に関係し、一定の緊張関係を保持しつつ地域開発に関与していたと考えられること、以上の点を確認できた。こうした点を踏まえ、次に他地域の状況について整理し、比較・検討を行うこととしよう。

## 5 高松平野の様相

ここまで丸亀平野東部地域の中世遺跡の様相について整理を行ってきた。隣接する高松平野の様相については、佐藤竜馬氏による研究（佐藤2000a～c）があり、氏の研究に導かれながら、両地域間での様相を比較してみるとこととしよう。

佐藤氏は、高松市空港跡地遺跡の「中世村落」を検討する中で、高松平野中央部の中世遺跡の動向をまとめられている。古代の集落が11世紀前半で断絶して中世には継続せず、11世紀後半の様相は不明であり、12世紀代は遺跡数が乏しいながら、明瞭な区画を伴わない小規模な無区画型建物群のみが確認されることを指摘する。そして、13世紀前葉に大型建物を中心とした区画型建物群〔居館〕が出現することを明らかにし、それは空港跡地遺跡では既存の「集落城の中央に突如、居館が出現した」のであり、「12世紀代を通じて行われた中世的な再開発の一つの到達点である」と評価した。しかし、中世前半の居館は長くは継続せず、平野の各地で13世紀代4四半期にはほぼ全ての集落が廃絶・移転

していることに、大きな画期の存在を認める。その画期を経て、14世紀から15世紀にかけて、例えば空港跡地遺跡では、「区画施設（小溝ないし柵列）」により明瞭に区画された屋敷地が、居館に近接して東西1町半、南北1町の範囲内にブロック状に凝集する形態へと変化し、「中心となる集落（居館）は、…付随する集落との格差は明瞭に指摘でき、村落（集落群）を構成する上位階層の居住域で」あり、その居館に居住する「小地域の領主…を求心力とした地域開発や生産・流通の再編が、このような村落景観として現出した可能性」を指摘する。

丸亀平野東部地域では、14世紀代以降の良好な資料が乏しく、佐藤氏が指摘する「集落凝集化」が、本地域においても認められるのかどうかは現状では明らかではない。14世紀代の飯野・東二瓦礫遺跡や川津川西遺跡、16世紀代の下川津遺跡第1微高地建物群の例からすれば、単独区画型建物群の中から連接区画型建物群は成立するものの、両者は発展段階的に推移するのではなく、無区画型建物群を含めて、中世という時代を通じて多様な屋敷地が並存するものと考えられる。一方で、無区画型建物群の中から区画型建物群が成立し、それらが核となり地域的な統合と開発が進められていくことは、共通する要素として指摘できよう。今後の資料の蓄積や、既存の資料の再検討により、地域間の相違についてより詳細に明らかとなることが期待される。

さて、佐藤氏の考察以後に、高松市西打遺跡の報告書が刊行された（香川県教育委員会ほか2000c・同2002b）。西打遺跡で調査されたB・C区画建物群は、約50m四方の単独区画型建物群の北方に無区画型建物群が並存する。主屋となる建物は、床面積約40m<sup>2</sup>と中規模ながら、建物群の時期は出土遺物より11世紀後半～12世紀前半とされ、平野内でも最も古くに位置付けられる区画型建物群である。上述したように、丸亀平野でも12世紀前半に区画型建物群が成立していた可能性は高く、区画型建物群が成立する11世紀後半～12世紀前半を大きな画期として捉えることができよう。

## 6 建物群を区画すること

では、そもそも建物群の周囲を溝等により区画することに、どのような背景が存在したのであろうか。区画型建物群のはばすべてが、条里型地割の中に埋没し、区画は矩形を志向することで共通する。つまり、建物群は、いずれも既存の条里型地割や、あるいは周辺の条里型地割を自らの建物群の周囲へ延伸し、地割の内部に自らの建物群を配置することにより、その枠組の中で建物群の位置を明示しているのである。飯野・東二瓦礫遺跡や川津川西遺跡での段丘崖や、下川津遺跡での自然河川等、自然地形に一部規制は受けながらも、あるいはあえてそうした位置を選択している可能性はあるものの、地割（区画・方向）を大きく逸脱して建物群を配置する例は皆無である。おそらくは周辺の耕地等の開発と一緒に、建物群の配置が決定されたことを示していくよう。

15世紀以前の区画型建物群の区画溝の規模は、いずれも検出面幅3m以下、残存深0.3m以下と共通する。後世の削平の影響を考慮して、区画内部の柱穴の残存深を参考にしても、開削時の区画溝の深度は1mを大きく超えることはないと想定される。断面形は概ね逆台形状を呈して、底面は平坦であり、排水に要するための一定方向への緩やかな傾斜は認められるものの、区画内部への侵入を阻害するような構築物に関する報告例はない。埋土から、一定の溜水状態であった可能性は推測されるが、例えばグライ化した粘土層が分厚く堆積する報告例は無く、水堀のような状況は想定できない。また、流水痕跡は乏しく、外部の灌漑水路と連接されている場合でも、常時流水が循環するような構造ではなかったと考えられる。

さらに、区画溝の掘削土をもって区画内部へ土塁等の構築物を設置した可能性についても、区画溝の掘削土量から推測される土塁の規模や、区画溝際にまで配された建物群の存在（空港跡地遺跡Ⅲ区画1建物群、飯野・東二瓦礫遺跡等）等を考慮するなら、土塁のみで後の城郭に比肩する高い防御性や遮蔽性に優れた構築物を期待することはできないだろう。土塁が仮に構築されたとしても、区画を明示する低い土堤状に建物群周囲を囲繞する程度で、大半の掘削土は区画内部に敷き均され、その高燥化に利用されたと考えられる。また、区画溝からは、しばしば多量の遺物が出土し、区画溝がそうした生活残滓の廃棄場所として利用された可能性がある。出土する土器類は複数型式のものが認められ、建物群の継続期間を想定する物差しとしても利用される。つまり、区画溝は区画内部の生活残滓の廃棄行為が大きな支障なくなされる環境下にあったことを示しており、生活空間と区画溝は、必ずしも隔絶したものではなく連続していた可能性が高いと考えられる点からも、仮に構築された土塁の規模を想定することができよう。

上述した点から、区画溝開削の目的は、建物群の内外を物理的に区分する境界としての機能が第一義にあつたと考えたい。区画内部の燥化や生活残滓の廃棄、わずかな可能性としての用水利用や遮蔽・防御機能等は、あくまで付随する機能・用途であり、大きく評価することはできないと考える。区画型建物群の成立は、条里型地割の一角に建物敷地としての限定された用途を有する土地を割き取り占有する上で、恒久的な施設である溝という構築物によってその四至を外部に対して明示することを必要とした点で、無区画型建物群との間に大きな画期の存在を想定したい。確かに無区画型建物群においても、例えば植栽や柵列等が屋敷地の四周を囲繞し、方形区画の屋敷地を構成していた可能性は想定されるが、溝と比較すると恒久性や視認性に劣り、簡易な施設であることは否めない。

さて、こうした区画型建物群の出現とはほぼ同時期に、本地域では区画内部に土葬墓（屋敷墓）が営まれる。本地域での屋敷墓の出現は、12世紀前半の下川津遺跡ST III 11等を嚆矢とする。上述した西打遺跡B・C区建物群には、屋敷墓の報告例は認められず、その出現は区画型建物群の成立より若干遅れるか、遺跡により一律ではない可能性がある。その後、12世紀後半～13世紀前半には屋敷墓を有する遺跡数は大きく増加し、ほぼ定着したとみられる（藏本2017）。それは、本地域における区画型建物群の増加とは軌を一にする。

屋敷墓の成立に関して橋田正徳氏は、前期屋敷墓の被葬者である「百姓層」が、「屋敷」の中に墓を作り、祖先（「屋敷」創設者）祭祀を行うことによって、「屋敷」相続の正当性つまり「屋敷」所有の強化を図ろうとしたことを想定する（橋田1991）。また、中世以降に血縁関係による墓地の形成が進展する背景として、水藤真氏は「子の持つ権利の源流が親にあれば、子はその権利継承の正当性を主張するに際して、親からの保証・正当な権利相続がなければならない。そして、その親を祀っているという実態、これも親からの権利の継承を主張する根拠と」なったのであり、「家の財産（家産）の確立こそが、「家の墓」を生む母体であった」ことを説いた（水藤1991）。

上述したように、区画型建物群は1世紀前後継続する例が多く、多くの場合比較的の短期間で廃絶する無区画型建物群との相違は大きく、複数世代にわたり継承されていたことは間違いない。屋敷墓の造墓は、橋田氏が想定するように、屋敷相続の正当性の根拠となつた可能性は高く、屋敷が家産として認識されていたことを示している。そして、その家産の内容を、何らかの形で数値化する必要性が生じたと考えられる。つまり、区画型建物群の成立、建物群の四周を溝により区画する行為の成立には、地方においても土地や建物が父子間に相続されるべき家産として認識され、それを具体的に外部に向けて主

張し、その権利が及ぶ範囲を数値化（例えば、1/2町、1/4町等）し、視覚的に比較的恒久的な施設により明示した痕跡であると考える。

上述した屋敷墓の被葬者として、橘田氏や勝田至氏はそれぞれ「名主層」、「名主百姓・身分」を想定する（勝田 1988）。各地における区画型建物群の成立は、それぞれの地における名主層の出現を意味し、周辺の開発を進める原動力となったと考えられる。上述した区画の規模や、その凝集形態の相違は、周辺の開発の内容と密接に関係していたと考えられ、その具体的な背景の考察は、建物群のみの検討では明らかにし難く、灌漑水路や耕作地等の周辺環境を含めた検討が必要となろう。それは、もはや筆者の現在の力量を大きく上回るものであり、今後の検討課題としておきたい。

6 さいごに

飯野・東二瓦砾遺跡で検出された中世建物群の変遷を軸に、本地域の中世建物群について素描を行った。方形区画建物群の成立について、屋敷地を財産とみる視点からの論述を進めたが、結果として先学の指摘を追認したにとどまり、内実の伴わない論に終始した感もある。課題を多く残したものとなったが、本遺跡の中世建物群についての歴史的な評価の一端は示せたのではないかと考える。また、中世建築論においては、やはり周辺環境の中において議論することの必要性を痛感した。

本文獻

- 註1 銀杏吉は「書道は自然流用するが、筆で『山川明流』を毫末筆に走らし。此地筆して理解しん」

註2 帶刀の分量についても同様に、圓谷・丸塚・山川・長井方、裁縫・鍛錬、うち前装兵の差止めの形状については、丸孔・小孔・頸長孔、無孔にそれぞれ分類し、着装状態で横方の大きさを範囲、縮縫方向を長として、以下記述する。また帶刀兵の帯刀への着装方法についても、外装式・新式・垂り式・旗綱式・無孔式の分類名を用いる。

註3 森義道著「近世の軍事装備器具」は、帶刀兵とそれば大坂・遠江・しきはその他の武具の可能性があるが、小片化しており器物を特定できないなお、図示した以外に、荷物合戦の付表が載る。

註4 大型武器は、現在は森氏の持物（佐藤 2008）に従い、約40cm以上のものを指す。

註5 「一里塙道」は、現在では高崎市と群馬県境（群馬県教育委員会はか1990）、いわき市東郷一里塙道路（群馬県教育委員会はか1990b）といった、国・都道以外の官道の名称である。この付表は、この意味での「一里塙道」を指す。

註6 本稿の「山川」は、山川吉信著「山川の歴史」（黒川 1981）。本筋筋に分類される可能性は高いが、詳細な主な状況が不明なため、今回の検討からは除外する。

註7 本筋筋に於ては前装兵に於ける記述はないが、即ち前装兵は現在は全く見当たらないと見受けられる。

#### 引用、参考文献

- 林山川三 2002 「九鬼の御城」 [附]「南朝のまごく遠州」、近江文化研究所

林山川三 2004 「土佐の『土佐』」 [附]「土佐の近世見聞をめぐる話」 [注文書籍] 1、智樹法人大阪版文化財センター

阿部良平 1979 「跡と古文書について」 [考古学考収の問題]、東京大学附属図書館

天野英一郎 1987 「古文書『波多ノ原』」 [新釋分野の研究] 第5卷上・南海道、吉川弘文館

藤原了三 2001 [都司河内郡の考収]、豊川・源田・大和・「国史学研究会大字会」第21集、国史学研究会

大庭正一・浜田謙蔵 2017 「太田郡高岡町出土銅鏡地圖の分析分類」 [鳥居太田上北志賀造鐵改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書] 太田高岡造鐵2路、香川県教育委員会

大山義和 1982 「香川・大島郡の豪農の家業隠匿について」 [考古学と年代記]、国史大考収学年シリーイズ刊行会

鶴岡正洋 1981 「中世の『草創』」 [史録] 7号、史研研究会

鶴岡正洋 1983 「鉄石と石」 [古文書・石碑の研究ノート] 「西国大考収学年研究会設立周年記念考古学叢書」、西国大学文学部考古学研究室

川尻信也 1989 「白壁土器について」 [考古学史] 第15号、千葉県立学会

川村信也 1999 「『異風異俗』と『中世の『世の風習』の研究』」、日本・世界土器研究会

木原嘉宣はす 1998 「日本各地の名前系語 香川の名前」、平凡社

木村泰 2002 「湖南から大河へ」 [寄稿をめぐる講演]、吉川文化研究所

畠山本司 2007 「斐伊城に地図における古代・中世系の複数」 [国道11号大内白浜バイパス改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第2章 水手中橋遺跡]、香川県教育委員会・岡山市

通 逝者公私方感應記

畠山本司 2010 「古文書の多摩道整理」 [鳥居太田志賀造鐵改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書] 多摩邑道選、香川県教育委員会

小林幸季 1999 「古風にしたる土器」 [史録] 15号、近畿文化財研究会

佐藤義雄 1998 「誰が書いた『古方言書類選集と筆者考』」 [令和元年全国歴史系教科書企画・「近畿文化研究会」]

佐藤義雄 2000a 「『古方言書類選集』に伴う文化史的発掘調査報告第4号 空港跡遺跡群」、香川県教育委員会・財團法人香川県埋蔵文化財調査センター、香川県

上 地開闢公文

佐藤義雄 2000b 「中世『瀬戸横構の安達』」 [空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書] 4号 空港跡地遺跡群、香川県教育委員会・財團法人香川県埋蔵文化財調査センター、香川県

香川県立図書館

佐藤義雄 2003 「中世『松林地の村落景』」 [空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書] 4巻 空港跡地遺跡群、香川県教育委員会・財團法人香川県埋蔵文化財調査センター、香川県

佐藤義雄 2004 「中世『瀬戸横構の御物』」 [古代文書] 第52集第6号、古代文書会

佐藤義雄 2005 「古文書の埋蔵類について」 [木野山町の道路工事の附録] 1、「道筋造成工事報道埋蔵古文書類整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書」 井野山遺跡1号、香川県教育委員会

柴田英司 2005 「鳥居太田志賀造鐵改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査施設の報告」 [鳥居太田志賀造鐵改築工事・本郷・一航造鐵16号今治小浜新幹線に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書] 3巻第1・2冊、財團法人香川県埋蔵文化財調査センター、香川県

相應的

會計年報

【鳥取県】  
尼崎の鳥取教育委員会 2006『大庭西道路発掘調査報告書』  
【江津市教育委員会 1973『渡来古道跡発掘調査報告書』】

鳥取県教育委員会 1984 「西広島道路実施調査報告書」 - 和田山地造成工事に伴う発掘調査～』  
 鳥取県教育委員会・国土交通省鳥取県土木整備局由良工事務所 2003 「今志ヶ崎道路Ⅴ - 舞伊川排水路建設予定地内歴史文化財発掘調査報告書XV」  
 鳥取県教育委員会 2006 「茅木道跡」 道筋 43号道跡改築事業（東林ハイウェイ）に伴う歴史文化財発掘調査報告書】  
 鳥取県教育委員会・国土交通省鳥取県土木整備局 2009 「六条城西道路 - 開発道路・歴穴内道路 - 中国縦貫自動車道沿線江底建設予定地内歴史文化財発掘調査報告書16」  
 鳥取県教育委員会 2011 「史跡招請御宿跡7」

大垣市教育委員会 2005 「猪谷山道路 - 大社町立大字小学校改築事業に伴う発掘調査報告書」  
 井和野町教育委員会 2008 「上原丸山道路 - 本郷道跡・大塚け道跡 - 木那郷け道跡」 木那郷地区発掘調査報告書】

## 【郡山市】

福島県教育委員会 1973 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」

福島県教育委員会 1975 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」

福島県教育委員会 1977 「中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査」

福島県教育委員会 1980 「日本道路公团・福島県道路工事事務所 1964 「三丁目道跡・津寺道跡 - 山崩自動車道建設に伴う発掘調査9」」

福島県教育委員会・国土交通省福島県土木整備局 1997 「三丁目道跡・金井川道跡・北浦口道跡 - 一般国道180号能代 - 一宮バイパス建設に伴う発掘調査14」

福島県教育委員会・国土交通省福島県土木整備局 2007 「能代道跡・金井川道跡・北浦口道跡 - 一般国道180号能代 - 一宮バイパス建設に伴う発掘調査15」

福島県教育委員会 2009 「舟木道跡 - 宮内道跡 - 国民道跡 - 天保川河原跡 - 一部在吉瀬町道野田升井川橋改築に伴う発掘調査」

磐城市教育委員会 1975 「大島山道跡 - 6件」

山陽町教育委員会 1975 「弓矢古道跡 - 清山石炭鉱往來地在鹿児島市内歴史文化財発掘調査報告」(1)」

津市市教育委員会 1980 「美作国分寺跡発掘調査報告」

## 【高島市】

財団法人・奈良市教育文化振興事業団 1997 「安芸国分寺東方道路実施調査報告書」

広島市教育委員会 1983 「九条林道跡 - 宮内道跡発掘調査報告書」

市中市教育委員会 2016 「瀬戸内國府街道跡調査」

## 【山口県】

下関市教育委員会 1978 「西広島年 民門町府周辺道跡調査と報告」

萩原町教育委員会 1981 「萩原町文化遺産調査報告書」

萩原町教育委員会 1990 「田畠の田畠跡」

萩原町教育委員会 1995 「田畠の田畠跡 78 - 84 号地発掘調査摘要」

萩原町教育委員会 2002 「平成 12 年度萩原町内出土遺物発掘調査報告書」

萩原町教育委員会 2006 「昭和 15 年度萩原町内出土遺物発掘調査報告書」

萩原町教育委員会・國防開拓課調査会 2007 「防府田跡 - 一部在吉瀬町新幹半孔線道路改築工事に伴う発掘調査摘要」

萩原町教育委員会 2012 「昭和 22 年度萩原町内出土遺物発掘調査報告書」

萩原町教育委員会 2013 「昭和国経済発展調査報告書 3 - 津波江北地区の調査 -」

萩原町教育委員会 2014 「昭和国経済発展調査報告書 4 - 国府南郷域の調査 -」

山口県教育委員会 1961 「見附能代高麗赤茶糸」

山口県教育委員会 1983 「見附・ゴンゴンの古墳」

会社財團法人(出資)とごくりと組合山口県歴史文化財センター 2013 「赤神寺・黒山道跡」

## 【島根県】

内閣文部科学省 2010 「弓矢道跡」

財団法人・鳥取市人財育成・地域活性化推進文化センター 2006a 「中庄家道跡 - 訓定地方道路整備事業 - 留出地12 号刀削面 - に伴う歴史文化財発掘調査報告書」

鳥取県教育委員会・財団法人鳥取県歴史文化財センター 2006b 「(三・五) 道跡 - 鳥取市大字宍道村地内全体改築工事に伴う発掘調査報告書」

鳥取県教育委員会・財団法人鳥取県歴史文化財センター 2007a 「小山道跡 - 佐伯町大字山田地内全体改築工事に伴う発掘調査報告書」

鳥取県教育委員会・財団法人鳥取県歴史文化財センター 2007b 「船引寺道跡 - 通路改築事業(島根県伏岡郡工区)に伴う歴史文化財発掘調査報告書」

鳥取県教育委員会・財団法人鳥取県歴史文化財センター 2008 「船引寺道跡 V - 通路改築事業(島根県伏岡郡工区)開通所蔵文化財発掘調査報告書」

鳥取市立考古資料館 2008 「弓矢道跡 - 三井道跡のくらしと文化」

三加茂町教育委員会 2006 「中庄家道跡」

## 【高知県】

高知県教育委員会・財團法人高知県文化財振興文化センター 2011 「西野々道跡 II - 高知南国道路建設工事に伴う発掘調査報告書」

高知県教育委員会・公益財團法人高知県文化財振興文化センター 2014 「八幡山道跡 II - 高知バイパス改築工事に伴う発掘調査報告書」

高知市教育委員会 1997 「下ノ井道跡 I - 倉敷市活性化在来種植物改築事業上岡島地区内調査工事に伴う発掘調査報告書」

高知市教育委員会 2001 「伊奈国分寺跡調査報告書」

財團法人愛媛県歴史文化財センター 2005 「久住道跡・久枝II道跡・本郷I道跡 - 一般国道 196 号今治小松道路建設に伴う歴史文化財調査報告書 第 3 章」

## 【その他の県】

財団法人・京都府の歴史文化財調査会研究セミナー 1999 「京都市内道路調査報告書 第 89 号」

奈良県立橿原考古学研究所 1995 「安土モリツシ墓道跡 - 奈良県立橿原郡平群町久安寺所の古代と中世の墓地跡 -」

奈良県立文化研究所 1978 「飛鳥御室跡発掘調査報告書」

奈良県教育委員会 1990 「久我山道跡 - 仁和寺内歴史文化財調査報告書」

奈良市立考古資料館 1990 「松本新町安坂東望月堂跡発掘調査報告書」

奈良市立考古資料館 2006 「弓矢道跡」

奈良市立考古資料館 2006 「新羅作陶」

奈良市立考古資料館 2006 「西木町頭跡付近出土資料は新羅窯。西木町頭跡付近出土方多と北里西通跡出土灰瓦は呂宋窯。以上以外は各報告書より転載」

奈良市立考古資料館 2006 「弓矢道跡」

奈良市立考古資料館 2006 「新羅作陶」

圖 13 土器觀察表 (1)

第14表 土器觀察表(2)

第 15 表 土器觀察表 (3)

第16表 土器觀察表(4)

第17表 土器銀繫表(5)

第18表 土器觀察表 (6)

第19表 瓦銀察表

项目	指标	评价结果		评价方法		评价结论
		评价值	评价等级	评价方法	评价标准	
1.1	水环境质量	Ⅲ类	良好	综合评价法	《地表水环境质量评价办法》(HJ/TE 13-2016)	符合
1.2	水生生物多样性	丰富	较好	综合评价法	《地表水生物完整性指数评价方法(试行)》(HJ/TE 14-2016)	符合
1.3	水生态完整性	较好	较好	综合评价法	《地表水生态完整性评价方法(试行)》(HJ/TE 15-2016)	符合
1.4	水功能区达标情况	全部达标	优	综合评价法	《地表水功能区划》(GB 3838-2002)	符合
1.5	水环境风险	较低	一般	综合评价法	《地表水环境风险评价方法(试行)》(HJ/TE 16-2016)	符合
1.6	水环境管理	较好	较好	综合评价法	《地表水环境管理评价方法(试行)》(HJ/TE 17-2016)	符合
1.7	水环境管理能力	较强	较好	综合评价法	《地表水环境管理能力评价方法(试行)》(HJ/TE 18-2016)	符合
1.8	水环境管理成效	较好	较好	综合评价法	《地表水环境管理成效评价方法(试行)》(HJ/TE 19-2016)	符合

第20表 土製品觀察表

飯野・東二瓦礫遺跡(香川県教育委員会 2018年)

第21表 石器觀察表

项目名称	通航长	幅宽	若排	沉降量(%)			若排	航程(%)	理由
				沉降量	沉降量	最上层			
203	500×15	100	8.5	30	日本	中子子	9.5	1.5	上层船底板

第22表 木製品觀察表

行号	数据项	单位	范围	参数设置 (毫秒, ms)				备注
				最小值	最大值	步长	当前值	
201	S02001	秒	0.000	22.0	22.0	0.12	0.02	0.02 预设
202	S02001	秒	0.000	2.0	2.0	0.12	0.02	0.02 预设
211	S02000	秒	0.000	6.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
212	S02000	秒	0.000	5.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
213	S02000	秒	0.000	4.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
214	S02000	秒	0.000	3.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
215	S02000	秒	0.000	2.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
216	S02000	秒	0.000	1.000	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
217	S02000	秒	0.000	0.500	1.00	0.00	0.00	0.00 预设
218	X00001	分钟	0.000	3.00	3.00	1.00	0.00	0.00 预设
219	X00001	分钟	0.000	1.00	1.00	0.20	0.00	0.00 预设
220	X00001	分钟	0.000	0.50	0.50	0.10	0.00	0.00 预设
221	X00000	分钟	0.000	2.00	2.00	0.10	0.00	0.00 预设
222	X00000	分钟	0.000	1.00	1.00	0.10	0.00	0.00 预设
223	X00000	分钟	0.000	0.50	0.50	0.10	0.00	0.00 预设
224	X00000	分钟	0.000	0.25	0.25	0.10	0.00	0.00 预设
225	Z00001	秒	0.000	1.00	1.00	0.10	0.00	0.00 预设
226	Z00001	秒	0.000	0.50	0.50	0.10	0.00	0.00 预设
227	Z00001	秒	0.000	0.25	0.25	0.10	0.00	0.00 预设

第23表 金屬器觀察表

# 写 真 図 版

図版5 遺構写真1



I区1面全景（南より）



I区1面全景（北より）



I区SP2015 遺物出土状況（南より）



I区SD2018 遺物出土状況（南より）



I区 SD2018 全景  
(南より)



I区 SD2018 土層断面  
(南より)



I区 SD2003 全景  
(北より)



I区 SD2003 土層断面 (南より)



I区 SK2001 土層断面 (東より)

図版7 遺構写真3



I区 SR2001 全景（南より）



I区 SR2001 全景（北より）



I区調査区北壁土層断面  
(南東より)



II区1面全景（北より）



II区SP2070 遺物出土状況（北より）



II区SP2055 遺物出土状況（南より）



II区SK2002 土層断面（南より）



II区SK2004 土層断面（西より）



II区SD2008 西部遺物出土状況（南より）

図版9 遺構写真5



II区 SD2003 全景  
(南より)



II区 SD2003 遺物出土状況 (南西より)



II区 SD2003 土層断面 (南より)



II区 SD2018 全景 (北より)



II区 SR2001 全景（南より）



II区 SR2001 土層断面（北より）



III区 1面全景（北より）

図版 11 滞積写真 7



III区2面全景（北より）



III区 SK2007 全景（南より）



III区 SK2010 全景（南より）



III区 SK2009 全景（南より）



III区 SX2003 土層断面（南東より）



III区 SX2003 銅銭出土  
状況 (北より)



III区 SR2001 全景  
(北より)



III区調査区北壁土層断面  
(南より)

図版 13 滞横写真 9



IV区1面全景（北より）



IV区1面全景（南より）



IV区柱穴群全景  
(南東より)



IV区 SK2013 全景（北東より）



IV区 SD2015 土層断面（東より）



IV区 SD2015 腰帶具出土状況（西より）



IV区 SD2015 銅錢出土状況（東より）



IV区 SD2015 動物遺存体出土状況（南より）



IV区 SD2031 遺物出土状況（西より）

図版 15 滞横写真 11



IV区 SR2001 (SD4003) 土層断面 (西より)



IV区 SR2001 (SD4003) 土層断面 (南より)



IV区 2面全景 (南より)



IV区 2面全景 (北より)



IV区 SX2003 全景  
(北より)

図版 17 漢構写真 13



V区全景（南より）



V区 SR2001 (SR5001)

全景（南より）



V区 SR2001 (SR5001)

土層断面(北東より)



V区 SR2001 (SR5001) 遺物出土状況（西より）



V区 SR2001 (SR5001) 木製品出土状況（東より）



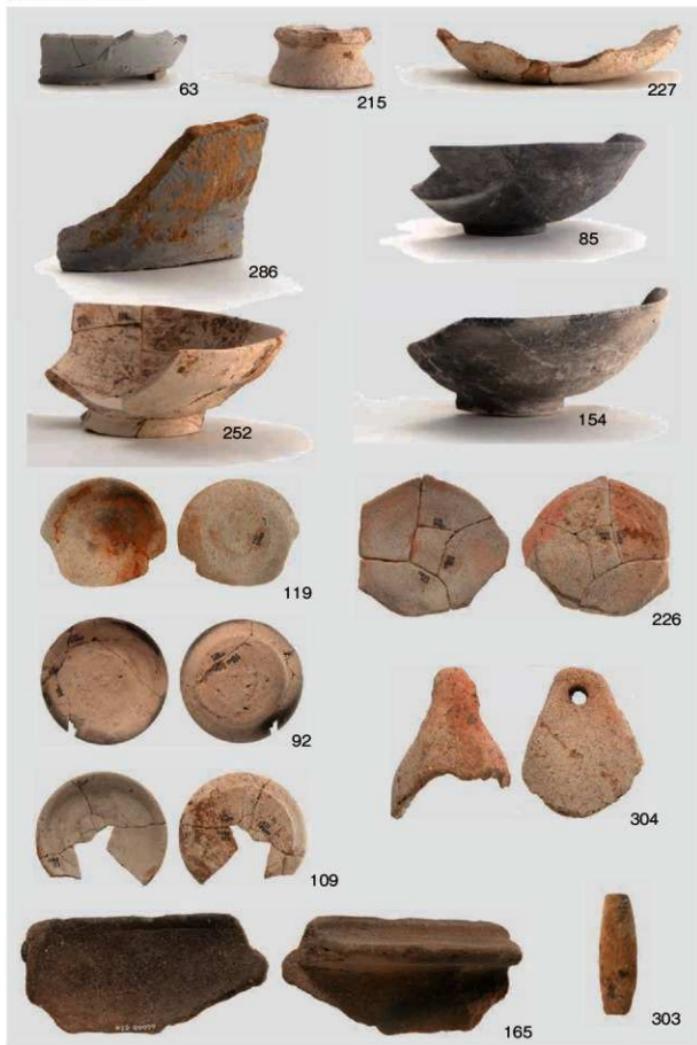
V区 SR2001 (SR5001)

遺物出土状況(東より)

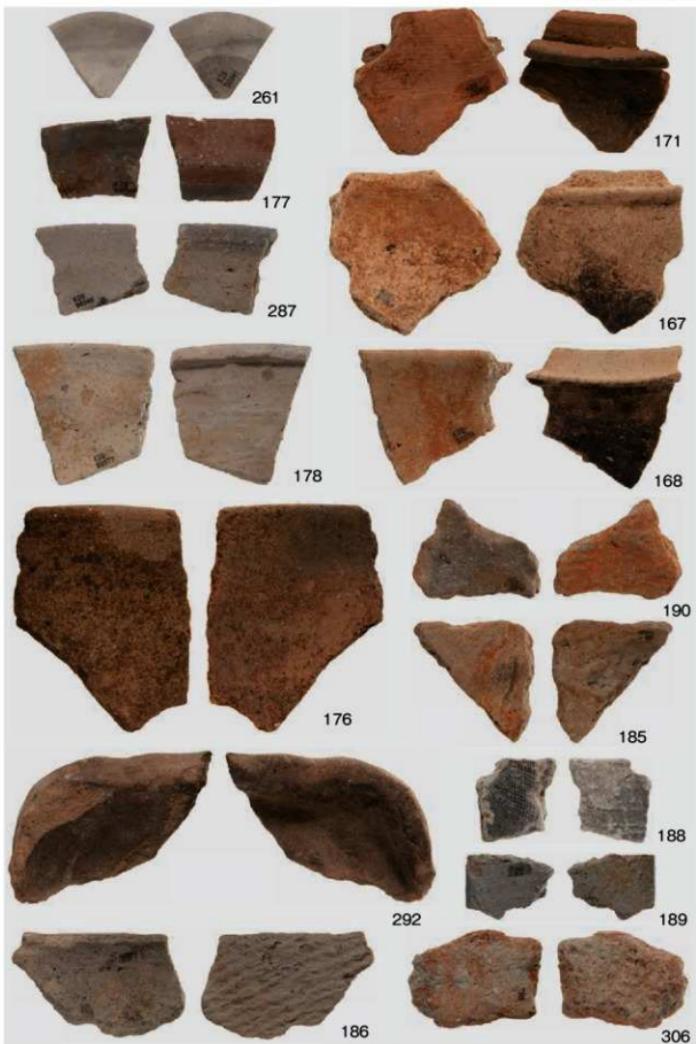
图版 18 诸物写真 1 (土器)



図版 19 漢物写真 2 (土器)



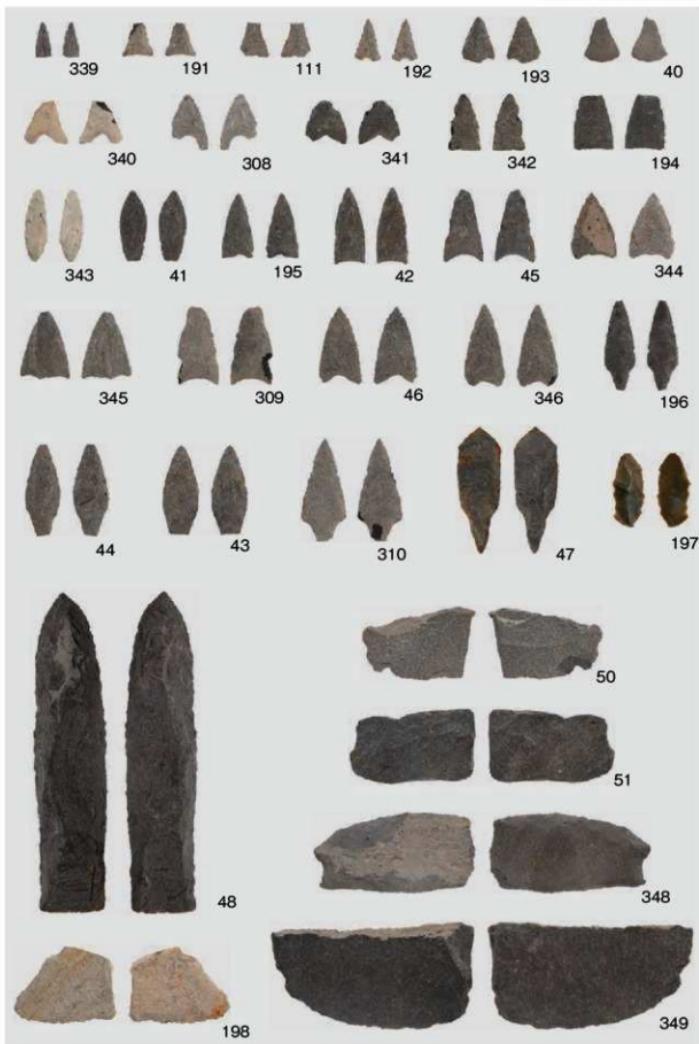
图版 20 诸物写真3 (土器)



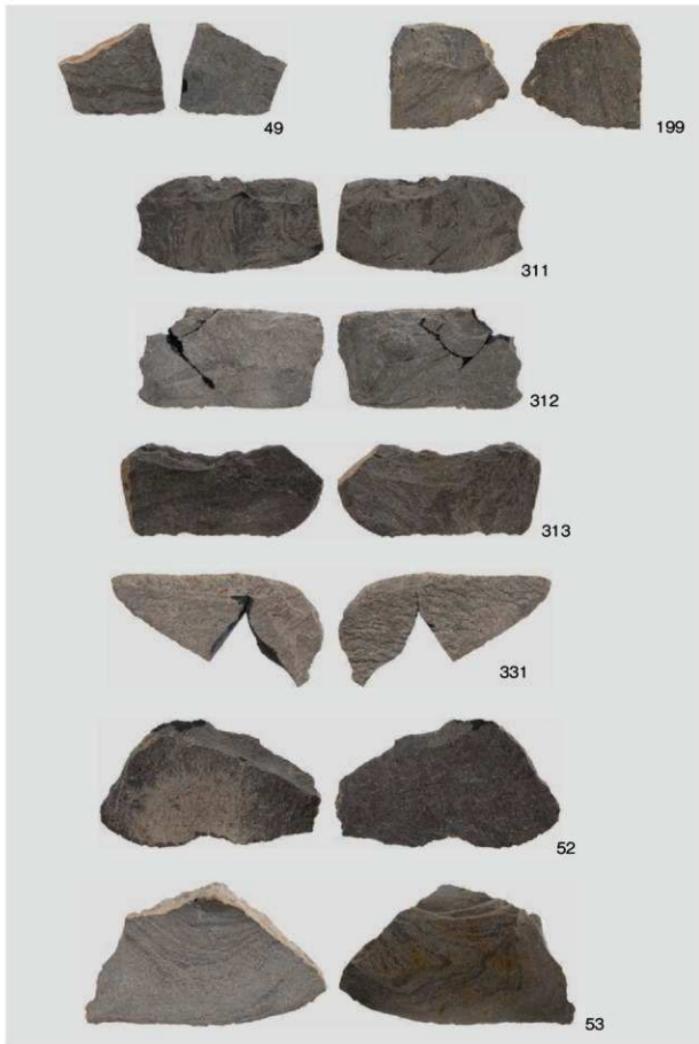
図版 21 漢物写真 4 (土器)



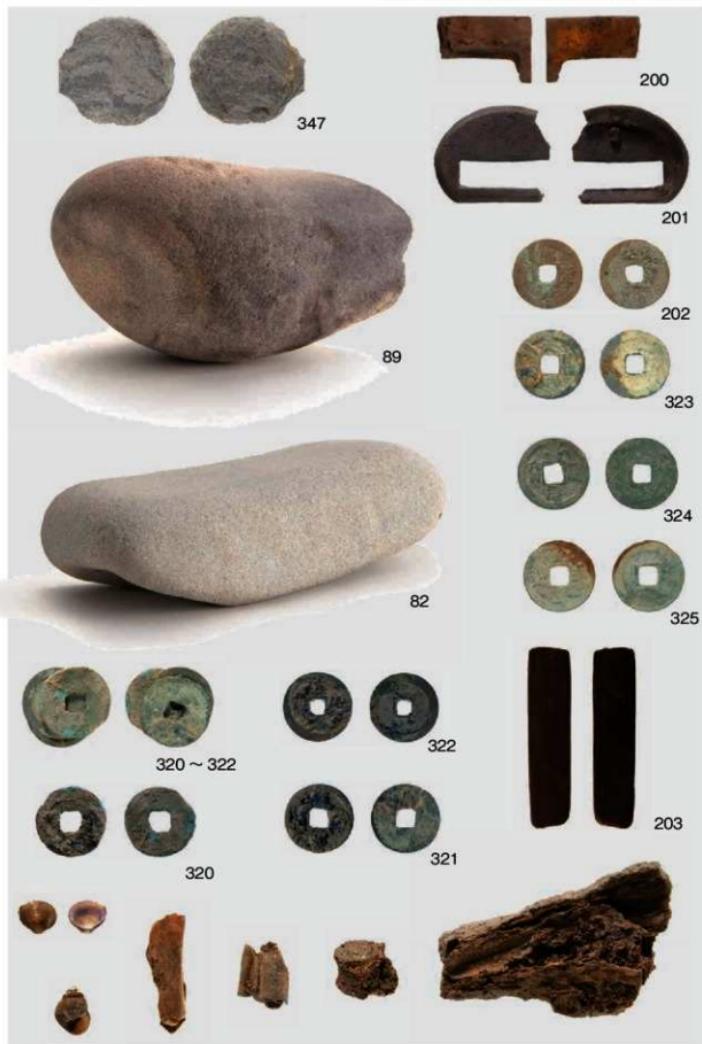
図版22 遺物写真5 (石器)



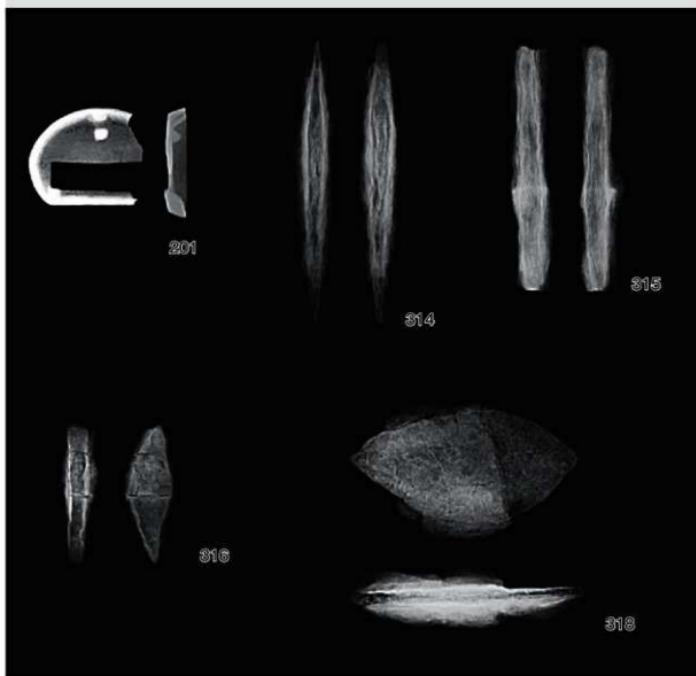
図版 23 漢物写真 6 (石器)



図版24 遺物写真7 (石器・金属器・木製品・貝類・動物遺存体)



図版 25 漢物写真 8 (金属器・金属器 X 線写真)



## 報告書抄録

中小規模河川赤山川改修事業に伴う

埋蔵文化財発掘調査報告

### 飯野・東二瓦礫遺跡

2018年3月14日

編集 香川県埋蔵文化財センター

〒762-0024 香川県坂出市府中町字南谷 5001-4

Tel 0877-48-2191

E-Mail [maibun@prefkagawa.lg.jp](mailto:maibun@prefkagawa.lg.jp)

発行 香川県教育委員会

印刷 株式会社 成光社

付図

